

平成 29 年第 3 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 29 年 9 月 7 日

高 森 町 議 会

## 平成29年第3回定例会総務常任委員会記録

平成29年9月7日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、おはようございます。ちょっと早いですが、定足数に達しておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

委員会に先立ちまして、皆さん方に・・けども、説明に当たりましては、金額の100万円以上、不用額が20万円以上の歳出について説明をお願いいたします。特に説明が必要と思われる場合については、また説明をお願いしたいというふうに思います。

また、決算書以外の決算概要書、それから財産に関する調書につきましても、説明の必要があるということあれば説明をお願いいたしますし、また委員さん方で質問したいという意向があれば質問していただきたいというふうに思います。

それでは、この点は毎回でございますけれども、質問される場合、また答弁される場合はお名前を言って発言していただきたいと思います。あとで議事録を見ますと、発言者不明という欄がかなりありますので、発言については御注意をお願いしたいと思います。

それでは、本委員会を開会いたします。

それでは、総務課関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長 佐藤です。

ちょっと確認をさせていただきたいのですが、同じ費目の中で係が幾つもの同じ費目を使った関係で20万円以上が発生しているところがございますが、これについてはいかが取り扱いますでしょうか。

○委員長（芹口誓彰君） それはしていいと思います。結構です。同じ課で20万円以上がだぶるということ。

○総務課長（佐藤武文君） 例えば一つの役務費が幾つかの係で同じ費目を管理していたものですから、結果的に20万円を超える不用額が発生している費目があるということです。

○委員長（芹口誓彰君） それはどんなですか、委員さん方。

○委員（本田生一君） 8番です。

それは一つのあれじゃなくて、幾つもなって20万円になっておるわけだね。なら、いいとじゃないと。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） では、そういうふうには。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。おはようございます。説明させていただきます。

平成28年度高森町一般会計歳入歳出決算書の36ページ、37ページをお開けください。

○財政係長（代宮司猛君） 財政係長の代宮司です。

すみません、27ページを先に御覧ください。26、27ページのところになりますけれども、地方交付税のところになります。金額が収入済額が21億9,623万円となっております。この内訳が普通交付税が19億7,801万6,000円、特別交付税が2億1,821万4,000円となっております。

ちなみに、普通交付税は前年より3,600万円ほど減額となっております。また、特別交付税は5,300万円ほど増額となっております。この特別交付税の増額の理由としては、ほとんどが熊本地震関係の特別交付税の措置によるものです。以上です。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

36ページ、37ページをお開きください。

14款国庫支出金の2目、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金ですが、第2節のマイナンバーシステム整備補助金230万円ということで国のほうから補助金が入っております。こちらは、また歳出のときに御説明をいたします。

続きまして、第2目総務費国庫補助金、明許繰越費で第2節のマイナンバーシステム整備補助金、こちらが550万円の歳入が入っております。こちらの予算は1,100万円で計上しておりますが、繰越明許費ということで減額の補正がなされなかったためにこの差額が生じております。

続きまして、50ページをお開けください。

第15款県支出金の第3項県委託金、第2目の総務費県委託金ですが、第4節の参議院議員通常選挙費委託金ということで585万6,849円が入っております。こちらは、参議院議員通常選挙の選挙執行に係る経費として歳入をしております。

以上です。

○総合調整係長（馬原孝平君） 総合調整係の馬原でございます。

続きまして、54、55ページをお開きください。

17款寄附金、1項寄附金、1目寄附金のところを御説明申し上げます。こちらのふるさと納税でふるさと応援寄附金といたしまして9,120万7,670円。また、昨年度は熊本地震の発生に伴う熊本地震災害寄附金といたしまして4,025万9,089円、寄附をいただいております。

以上でございます。

○**財政係長（代宮司猛君）** 財政係長の代宮司です。

引き続き54、55ページのところの18款繰入金、1項繰入金の1目基金繰入金のところになります。繰入金収入済額が2億1,131万1,192円となっております。この内訳が、財政調整基金が1億円、ふるさとづくり対策事業基金、こちらが1,551万3,000円、中山間ふるさと・水と土保全基金、これが1,025万6,000円、土地開発基金が227万3,000円、消防団基金が24万8,000円、ふるさと応援基金の繰入金が6,265万4,000円、社会福祉振興基金が880万7,000円、災害基金が1,156万円というふうになっております。

以上になります。

すみません。続いて、58、59ページをお開きください。

21款町債の1項町債の2目の総務費債ですね、こちらのほうが臨時財政対策債が1億1,136万円の借入金になっております。また、2節の情報通信基盤の使用料債、こちらが6,450万円。7目の土木費債、こちらのほうが道路整備事業債として4,760万円。2節の単県砂防事業費負担金債、こちらが800万円。3目の緊急経済対策道路整備事業債が2,050万円となっております。

次の60、61ページをお開きください。

7目の土木費の繰越明許費、こちらも道路整備事業債として4,230万円の借り入れを行っております。また、8目消防費債、こちらの2節防災無線整備事業債では540万円を、3節の避難所備蓄倉庫整備事業債では520万円の借り入れを行っております。また、9目の教育費債では520万円の借入を行っております。10目の災害復旧費債は、1節の公共土木施設災害復旧費債では8,130万円、2節の教育施設等災害復旧費債は1,870万円、3節の災害対策債は160万円の借入を行っております。10目の繰越明許の災害復旧費債ですけれども、こちら公共土木施設災害復旧費債として260万円の借入を行っております。

以上になります。

○**総合調整係長（馬原孝平君）** 総合調整係の馬原でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。64、65ページをお開き

ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、こちらの9節旅費のほうなんですけれども、不用額が26万8,210円生じておりますけれども、こちらのうちの26万7,440円が町長等の旅費といたしまして不用額が生じております。こちらにつきましては町長等の旅費としての性質上、熊本地震復興に係る緊急的な上京、陳情等の不測の事態に備えるために最終見込額を多大に見込んでおく必要があるために生じたものでございます。

以上でございます。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

同じく一般管理費の中で需用費の27万6,039円とありますが、この中に細節がありまして、細節で消耗品費、燃料費、食糧費、印刷費合わせまして27万6,039円の不用額となっております。

14節の使用料及び賃借料につきましても、総務係で管理しております予算につきましては8万8,720円の不用額で、残りの部分につきましては他の所属の分となります。

続きまして、70ページ、71ページをお開けください。

こちらの第2款総務費、第1項総務管理費、第8目の車両管理費、第11節の需用費ですけれども、こちらで流用を2万7,000円させていただいております。こちらにつきましては、平成29年2月に公用車のスタッドレスタイヤを急ぎよ交換する必要がありまして、当初から予算計上外の支出のために緊急的なものとして、12節の役務費のほうから2万7,000円を流用させていただいております。結果的に不用額が生じておりますけれども、需用費の中には車検時の部品交換等の消耗品費及び公用車の緊急的な修理対応のための修繕費がありまして、そちらのほうで減額補正をすることができなかったことによります。また、こちらの消耗品費につきましては、16万円の部品等の増額補正も行っております。

続きまして、72ページ、73ページをお開けください。

第12目の電算費の11節の需用費、この中にも消耗品費、燃料費、印刷費、修繕費がありまして、合計で47万1,670円ですけれども、この中の修繕費につきましては39万3,888円の不用額が出ております。こちらにつきましては、今現在職員が使っておりますパソコンですね、職員に1人1台あるパソコンですけれども、そちらの機器修理等の対応のために不測の事態に備えて確保しておきました修理代の不用額となっております。

同じく13節の委託料、こちらの25万5,800円の不用額ですけれども、こちらは繰越明許費の予算でありますので、減額の補正ができなかったものにより

ます不用額となっております。マイナンバー関係のシステム改修の委託料の残となります。

続きまして74ページ、75ページをお開けください。

第15目の交流館管理費、こちらの第11節需用費の61万9,300円の不用額につきましては、この中には消耗品費、燃料費、光熱水費がありまして、20万円以上の不用額が出ておりますのが燃料費と光熱水費となります。燃料費で27万435円、光熱水費で22万1,999円となっております。こちらにつきましては、交流館の温泉業務につきまして、機械の不具合等による臨時的な休止状態が続いておりまして、その分の電気代、水道料及びボイラーの燃料、重油代の不用額が生じたための不用額となっております。

同じく13節の委託料です、こちらにつきましては3月末からの休業によりまして、浴室洗浄、浴室の消毒作業並びに汚水処理等の業務委託料が一月分不用となったために生じた不用額となっております。

続きまして78ページ、79ページをお開けください。

第20目庁舎等管理費、この中の11節需用費ですが、こちらの需用費の中には消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費があります。合計で84万6,049円の不用額が生じておりますが、この中で20万円以上の不用額が発生しておりますのが、光熱水費28万2,554円、それと修繕費40万7,958円が不用額となっております。光熱水費につきましては、電気料金の冬期における使用量の見込みが立たないため、これだけの不用額が生じております。修繕費につきましては、突発的な庁舎等の修繕対応のため確保していた予算の残額分となっております。

続きまして、同じく14節の使用料及び賃借料ですが、こちらは49万2,397円の不用額が生じておりますが、こちらは庁舎等の修理のための機械借上料などの予算として確保しておいたものの残額となっております。

以上です。

○総合調整係長（馬原孝平君） 総合調整係の馬原でございます。

続きまして、80、81ページをお開きください。

同じく総務管理費内の21目ふるさと納税費のところなんですけれども、こちらは8節報償費のほうで393万2,458円の不用額が生じておりますけれども、こちらはふるさと応援寄附金に係るお礼の品、手配業務の性質上、災害発生等による著しい寄附増加等の不測分の事態に備えるために、最終見込額を多大に見越しておく必要があるために生じたものとなっております。

同じく13節の委託料、こちらで48万6,472円不用額が生じておりますけ

れども、こちらと同じくふるさと応援寄附金の性質上、災害発生等による著しい寄附増加等の不測の事態に備えるために、最終見込額を多大に見越しておく必要があるために生じているものでございます。

以上でございます。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

144ページ、145ページをお開けください。

第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費の第1節の報酬で81万2,000円の不用額が生じておりますが、こちらにつきましては火災等の災害における消防団の出動に係る手当の対応のために確保しておく必要がありましたので、これだけの不用額が生じております。

同じく11節の需用費ですけれども、こちらは69万1円の不用額が生じております。この中には消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、修繕費等がありますが、この中で20万円以上の不用額が生じたものについては、燃料費及び修繕費となっております。燃料費で22万2,289円の不用額が生じておりますが、こちらにつきましては同じく火災等の災害における消防団活動における車両及びポンプ等の燃料代のために確保しておく必要がありましたので不用が生じております。あと、修繕費につきましては20万7,986円ですけれども、こちらにつきましては消防車両等の緊急的な修理対応のために確保しておく必要がありましたので、不用額が生じております。

続きまして146、147ページをお開けください。

第4目の防災管理費、第11節需用費ですけれども、132万555円の不用額が生じております。この中には、消耗品費、光熱水費、修繕費がありますが、この中で修繕費が100万2,800円の不用額が生じております。こちらにつきましては、設置から30年以上が経過しております防災行政無線設備の緊急的な修理対応のために確保しておく必要がありましたので、これだけの不用額が生じております。

続きまして、第19節負担金補助及び交付金につきましては、273万161円の不用額が生じております。こちらにつきましては、危険住宅移転促進事業補助金として申請があった場合の対応として確保しておく必要がありましたので、これだけの不用額が出ております。

以上です。

○財政係長（代宮司猛君） 財政係長の代宮司です。

176、177ページをお開きください。

一番下の予備費の流用の内容について一応御説明したいと思っております。右

側の備考のところに50万6,000円と書いてある件から御説明いたします。こちらは、11月に上老原水道組合の水道ポンプ修繕のために緊急的に補助する必要がありましたので、予備費流用をしております。

続いて、二つ目の14万1,000円の件ですけれども、こちらは3月に給料の不足が生じたために予備費流用をしております。

次に、27万7,000円の件は、これは2月に雪が降るという予報が出ておまして、その塩カルが在庫不足ということがありまして予備費流用で購入しております。

続いて、184万3,000円の件ですけれども、こちらは中体連とか吹奏楽の結果によって、町から旅費とか助成をしている部分があるんですけれども、そちらについて予算が不足した部分がありましたので予備費で対応させていただいております。

続いて、221万円の件ですけれども、こちらは熊本地震の土木関係の委託料に予備費充当をしております。こちらは5月のです。

続いて、149万2,000円の件は、こちら10月にしているんですけれども、熊本地震関係で設計がちょっと設計業者がなかなか見つからないということで、もともと土改連と契約を予定して組んでいたんですけれども、ちょっと土改連のほうが契約ができないということで、ほかの業者にするために金額を増額するために予備費流用をしております。

次が10万8,000円の件ですけれども、こちらは高森中学校と中央小の地震の関係で修繕をしたところになりますけれども、修繕に当たって事前にアスベストのサンプル調査をする必要があるということがありまして、そのために緊急的に予備費で対応しております。

以上になります。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま説明がおわりました。

これから質疑を行いたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員（本田生一君） 8番 本田です。

54と、歳入のところの寄附金、この備考の欄に書いてございますけれども、消防団の寄附金として5万5,000円、ふるさと納税でしたと書いてあります。これ、消防団の寄附金って、これどういう意味ですか。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

この消防団の寄附金につきましては、平成28年度に消防団を退団された方の退職金の中から、退職された消防団員のほうから寄附をいただいております。毎年寄附をいただいておりますけれども、その金額というのはお気持ち程度でさせ



ていただいております、昨年が15、6名だったと思いますけども、おりまして、合計して5万5,000円の寄附金が集まっております。

○委員（本田生一君） はい、分かりました。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにどなたかありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案については採決をいたします。

認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

それでは、総務課の説明を求めます。

○財政係長（代宮司猛君） 財政係長の代宮司です。

予算書の5ページをお開きください。

第2表地方債補正というところになりますけれども、臨時財政対策債を減額させていただいております。これは、きのうの町長の提案説明の中でもありましたけれども、普通交付税が確定する際に普通交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられますので、その関係で普通交付税の決定と一緒に金額がはっきり分かる形になっています。一応限度額を全額借り入れる予定でしておりますけれども、当初が1億3,000万円で当初予算で組んでいたんですけれども、確定したのが1億1,727万9,000円ということになっております。

続いて、8ページをお開きください。

歳入に入りたいと思います。10款地方交付税、第1項地方交付税の1目地方交付税になります。こちらが地方交付税の普通交付税なんですけれども、8,534万6,000円を増額しております。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

同じく8ページの第14款、第2項、第2目、第2節のマイナンバーシステム整備補助金です。こちらは190万2,000円を増額補正させていただいております。内容につきましては、マイナンバーシステムの改修委託料としまして、事

業としまして総務省分で166万円、厚生労働省分で24万2,000円の補助金が入ってくる見込みです。

以上です。

○財政係長（代宮司猛君） 財政係長の代宮司です。

9ページの18款の基金繰入金を御覧ください。第1項繰入金の1目基金繰入金の財政調整基金繰入金を5,192万5,000円減額しております。これは、財政調整のために、財源調整ですね、こちらで減額させていただいております。また、ふるさと応援基金繰入金も805万4,000円を減額しております。これは、きのうの本会議の中で町長が少し説明されたと思いますけれども、文化財とか地域コミュニティの修復のところにこれまで財源として充ててきた部分になるんですけれども、ほかの財源がありますので、そちらのほうに組み替えるため、今回で減額補正するものでございます。

続いて10ページを御覧ください。

20款諸収入、4項雑入の2目雑入になります。雑入の2節雑入の中で、サマージャンボ宝くじ市町村交付金が753万1,000円、熊本地震被災地支援ドリームジャンボ宝くじ市町村交付金というのが491万4,000円になっております。こちらは復興基金の一部で、熊本県から市町村振興協会というところを通じて各市町村に交付されるものになっています。使い道は、ある程度各自治体で自由に決めていい交付金という形になってはいますが、一応全てが、両方とも地震関係で地震対策とかそういったものに使うようにということで話が来ております。

以上になります。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

11ページをお開けください。

第2款、第1項、第5目の車両管理費で、第11節需用費で修繕料を増額補正させていただいております。30万円で、こちらにつきましては、以前給食配送車として活躍しておりました車両を物資輸送車として使用できるようにするために、車の修理をするものです。内容的にはエアコンの修理をするということで、ちょっと昔の車ですので部品がなかなかなくて、これだけの金額がかかるということです、エアコン修理ですね。

続きまして、第12節の役務費につきましては、車両共済保険料としまして先ほど言いました旧給食配送車、それと今、健康推進係のほうで使っておりますラッキー号、ハッピー号等の新しい車両の保険料となります。22万円を増額を

させていただいております。

同じく第12目の電算費の中の第13節委託料ですけれども、こちらは先ほど歳入でありましたマイナンバーシステムの改修の委託料となっております。総務省分で166万円。内容につきましては、マイナンバーカードのほうに氏名等の記載が可能となるシステム改修を行うものでございます。その次に、マイナンバーシステムの改修委託料で厚生労働省分、30万4,560円ですけれども、こちらにつきましては障害者福祉システム、児童福祉システム、国民健康保険システム、介護保険システム、国民年金システムの改修を行うための委託料でございます。

続きまして、第15目の交流館管理費ですけれども、こちらにつきましては第11節の燃料費ですけれども、130万5,000円を減額補正させていただいております。こちらは、交流館の温泉源の休止に伴います燃料費の減額でございます。

続きまして、第19節たかもりポイントチャンネル事業費の中ですけれども、こちらのたかもりポイントチャンネル事業費につきましては、本来ならば政策推進課のほうで管理をされる費目でございますけれども、内容的に、町長が当初の挨拶の中でも言われましたとおり、長陽大橋に取付を予定をしておりますライブカメラに係る必要な予算となっております。12節の役務費で4万5,000円、こちらはライブカメラのデータ通信料となっております。内訳的には、約2,000円の3台。議決後の開始ですので、9月からということで約7カ月分で約4万5,000円ということです。

続きまして、13節の委託料、こちらが100万円の増額とさせていただいておりますけれども、内容的にはライブカメラ3台の設置の委託料となります。1台当たり約30万円の3台、それと初期費用込みといたしまして100万円の委託料となっております。

以上です。

○総合調整係長（馬原孝平君） 総合調整係の馬原でございます。

同じく11ページ、総務管理費内の21目ふるさと納税費、こちらについて御説明申し上げます。こちらのほうは7節賃金を141万6,000円減額させていただきまして、13節委託料に141万6,000円計上させていただいております。こちらのほうがふるさと応援寄附金業務の補助職員の雇い上げ費用として計上させていただいております。こちらのほうはふるさと応援寄附金のシステムが独立した管理システムとなっております、マイナンバーの入力やシステム入力等、エクセル等のパソコンの扱いにたけた臨時職員さんをこちらのほうで探してございましたけれども、熊本地震の発生以降、なかなかその辺の人材が見つからないということで人材派遣事業所に委託して、人材を派遣していただくように予算

を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○財政係長（代宮司猛君） 財政係長の代宮司です。

すみません。先ほどのたかもりポイントチャンネル事業費のところでもちょっと補足させていただきたいと思えます。先ほどの説明、総務係のほうからポイントチャンネル事業費の説明があつたんですけれど、業務的には、今、総務係のほうで対応してもらっているんですけど、一応このたかもりポイントチャンネル事業費で予算を組んだのは、特別交付税が25%が見込めるところでこちらのほうで計上させていただきました。実際、たかもりポイントチャンネルでも放送したりというのがありますので、ケーブルテレビのPCというのは25%が特別交付税が見込めますので、そういった意味合いも含めて今回この目で組ませていただいております。

以上になります。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

15ページをお開けください。

第8款消防費、第1項消防費、第3目の消防施設費の19節負担金補助及び交付金ですけども、13万4,000円の増額をさせていただいております。内容は、第7分団1部の消防詰所兼格納庫が7月3日の台風3号によりまして屋根の一部とシャッターが壊れましたので、その分の改修の工事の補助金として計上させていただいております。

続きまして、第4目の防災管理費、第7節の賃金及び11節の需用費、14節の使用料及び賃借料、16節の原材料費ですけども、こちらにつきましては野尻地区の防災ヘリポートの設置に係る予算を計上させていただいております。賃金で24万円、需用費につきましては、すみません、申しわけありません、こちらは後ほど説明いたします。

14節の使用料及び賃借料につきましては6万9,000円、こちらはヘリポート設置に係る機械借上料として計上しております。

16節の原材料費につきましては37万1,000円、こちらはヘリポート設置に係ります原材料費です。内容的には、山砂と野芝、採石と生コン代が入っております。

11節の需用費につきましては、こちらにつきましては以前個別受信機の不具合調査をいたしまして、180件ほどの不具合の申し出がありましたけれども、実際野尻地区を優先的に交換作業をしていったところ、交換作業をしている隣の家から、「うちも実は調子が悪いから替えてくれ」という要望があつて、そ

うふうな感じで交換をしていくたびに要望が増えてきておまして、現在ストックしておりました個別受信機の台数では足りなくなっていて、なおかつ野尻草部地区につきましては屋外アンテナを設置する必要があります。その屋外アンテナの台数が足りなくなってきたので、ここで増額補正をさせていただいて交換作業に当たりたいと思います。個別受信機、これ100台になります。外部アンテナは50台分です。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

まず、歳出のほうで11ページの車両管理費の件で。保険等が、車両保険料がございしますが、車両保険の内容を大まかでいいですから教えてください。車種別に補償内容が違うとか、大体トータルして補償内容を一律、対物、対人いろいろあると思います。金額的には通っているのかと。

それともう一つ、ライブカメラにおいてですね、これは24時間、ポイントチャンネルとか見れるのかですね、夜中にちょっと、みんなチャンネルで流されているのかの確認と、最後の、これはきのう一応伺いましたけど、野尻地区のヘリポートの件に関しては、進入路をもう一度確実に地区の人と相談して、車が上がらないというのが一番出ておりましたので、これは最後でいいです。その保険のほうをちょっとお願いいたします。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

こちらの車両共済保険料につきましては、先ほど言いました内訳としましては、健康推進課の新規購入3台分と、こちらの物資輸送車1台分。こちらの健康推進課のほうは軽自動車3台、この物資輸送車につきましては後ろにコンテナがついております大きなトラックになります。

補償内容としましては、確か対人・対物は無制限だったと思います。

続きまして、ライブカメラにつきましては、このライブカメラの性能としましては現在俵山とかミルクロードについております国土交通省のライブカメラは1台当たり200万円程度するそうです。そのかわり、夜間でもきれいに写るようにライト付のカメラをつけておりますが、今回ここで長陽大橋に設置予定のカメラにつきましては、一応赤外線の高感度カメラを使う予定です。ですので、車のライトさえあれば、その車の台数とか車の流れとかいうのは確認できる程度の映り具合になると思います。放送時間としましては、今現在も同じようなカメラを、下の総務課の壁のところにあります大きな画面ですね、あそこにあります河川情

報で、今、カメラを映しているんですけど、それと同じカメラを一応使う予定ですけれども、更新内容として5分おきぐらいにデータが送ってきまして、それを画面に映すような形になっております。ですから、国土交通省のライブカメラも、よく見ておられますと5分程度で切り替わっていきますので、それと同じタイミングぐらいで大体更新されていくような予定であります。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

ポイントチャンネル画面でもその更新が可能になっておるといことですかね。ホームページも一緒ですけど。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

はい、そのとおりです。

○委員長（芹口誓彰君） 牛嶋委員、いいですか。ヘリポートの件はいいですか。

○委員（牛嶋津世志君） はい、いいです。ヘリポートの件は質問しましたから。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今のライブカメラの件で、1点ですけどお伺いしたいと思います。単独事業で405万5,000円上がっていますが、この中身のほうの説明で南阿蘇村道でライブカメラの設置予定はないということで、高森町が単独でされるということですが。今説明があったように、南阿蘇村では災害用の大きい画面ですか、あれを設置されていないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○総務係長（岩下雅広君） 総務係 岩下です。

高森のほうで導入しております防災情報システムの業者さんにお尋ねしましたところ、実証実験で導入していただいたのが高森町と阿蘇市さんだけだったそうです。正式に導入しているのが、本町の、高森町だけで、南阿蘇村にはその設置の情報はないということで今伺っております。

この3台の設置につきましては、長陽大橋の入り口と、こちらから行くと入り口と中間と出口に、今考えております。入り口のほうは井手石油がありますあの栃ノ木交差点ですかね、に1カ所と、中間は橋の全体を見渡せるところに1カ所、あと出口のほうは、ちょうどお弁当のヒライがあったところ、あそこの交差点がありますので、あそこの交差点で1カ所を考えております。

以上です。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

分かりました。ちょっと思ったのは、南阿蘇の村道ということで、南阿蘇村と合同で設置されたらどうかというような気がしたもんだからですからですね。お互いに利用してこういうふうな情報を流せたらいいかと思いましたので。南阿

蘇村とのそのあたりのお話しはあったのかですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長の佐藤です。

これは、道路につきましては道理管理者が設置していただくのが一番よろしいだろうということで、町長みずから南阿蘇村長に打診をされましたところ、南阿蘇村では設置の予定がないという回答だったということでございました。俵山または二重の峠に国交省が設置しておりますカメラにつきましては、1台が100万円以上するそうでございます。うちは防災システムを入れておまして、それでもあまり能力は劣らないという判断をいたしましたので、あのレベルのカメラではどうかということで話をしましたら、30万円程度で可能であるということでありましたので、こういう予算を組ませていただいたという経緯がございます。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

○委員（本田生一君） 8番 本田ですが。

先ほどの、牛嶋委員はきのうも質問をいたしておりましたけれども、このヘリポートの件でね、道路だけじゃなくて、この前の中の議会報告会の中には野尻で何か自分の、個人の所有の土地か何かがあそこにあったじゃないかな、上の道路沿いの。そこは何も考えなかった。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長 佐藤です。

本田委員の御質問ですけれども、今回通路部分については、道路として筆が確保されております。ですから、個人の土地を通ることはないということで計画をいたしました。

以上です。

○委員（本田生一君） 8番です。

きのう、岩下さんと一緒に、前、消防署の方と現場を見られて、問題がないというようなことで、きのうお話があっておりましたけども。そういうことであればですね。いや、議会のほうからというのじゃなくて、あの道路沿いか、道路というか、上がったところ辺か、ヘリポートの近所がね個人の所有の土地かなにかがあったようなという話をちらっと聞いたもんでね。それは何も関係がなかったかな。いいです、以上です。

○委員（興梠壽一君） 興梠です。

このヘリポートの部分ですが、このヘリポートの管轄というか、草部、南部にもヘリポートがあるんですかね。それと、3トンクラスは南部だけであって、今度野尻のほうにできるということで、野尻一帯の利用と、あと草部北部とそうい

うところが対象になるとですかね、これ、ヘリポートの。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長 佐藤です。

興梠委員がおっしゃいますのは、多分そのヘリポートはどこをカバーする、言うなれば受益地、どのくらいのものを抱えているかという御質問と申すけれども。このヘリポートを計画いたしましたのは、ドクターヘリはある程度のところにどこでも下りるそうです。ところが、最近はドクターヘリの利用が多いものですから、一旦ドクターヘリが出ていくときに、また何か要請があれば、今度は県警の防災ヘリが飛ぶそうです。防災ヘリは大きいものですから、どこにでも下りれないというところがございます。広域消防のほうもヘリポートをなるべく確保したということでもろんなところを見て回ったところですけども、野尻中学校跡地については、そのままでは利用できないというふうになっていたそうです。グラウンドゴルフのピンが立っていますので、それを下りるたびに片付けないといけないというようなのがあるので、消防のほうも遠慮をされた部分があったと思います。今回グラウンドゴルフを地元でされている方々とお話をしましたら、元残地がありますので、そちらを使えるようにすれば、グラウンドゴルフのほうにも支障がないということで、なるべく早めにつくった方がいいということで、最初から計画的にやるべきこととは思いますが、話が整いましたので今回の補正に計上させていただきました。

なかなかヘリ自体が、私たちも一般的に考えると上下に着陸離陸するというふうに考えておりましたけれども、やはり15度ぐらいの角度で入って行って出ていくところでない、やはりヘリポートとしては無理ということでありましたので、ほかの、例えば自然学校とかもそういう条件をクリアすれば可能であるかというふうには思います。例えば大分県とかに行きますと、交差点とかに下りれるような形に、山間部は交差点とかに下りれるようにしてあるところもありますけれども、やはり安全上はそういう進入、発着の角度を確保できるようなところにしておかないと、何かあったときに困りますので、そういうところで整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（立山広滋君） 立山です。

今、ヘリの話が出ましたけれども、今、総務課長のほうでドクターヘリ並びに防災ヘリの話がありまして、これはだいぶ前新聞に載っていましたが、特に交通アクセスの悪い阿蘇地域ですね、夜間あるいは日没以後は今の両機とも飛ばないと思いますので、日没から朝日が出るまで、もし急患のときは自衛隊のヘリが、何か知事が要請してどうのこうのとつか新聞で見たんですけども。夜



間そのような緊急事態で自衛隊のヘリが阿蘇地域に来たことがあるのか、可能性があるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長 佐藤です。

その部分については、私どももちょっと確認をしておりますのでちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っています。申しわけございません。

○委員（立山広滋君） それと、もう一つ。立山です。

7時半か8時ぐらいか、飛行機かヘリか知らんけど、あがんとは何だろうか、とつけむにゃあ音がして飛んでいったけんですね、低空飛行で。7時半か8時頃だったかな、あがんのが、何か情報を確認しておんなはらんですか。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長 佐藤です。

確認または私たちに連絡があるわけではありませんけれども、どうも自衛隊の訓練コースであったりになっているようです。ときどき自衛隊機が超低空飛行をしたりする場合がありますが、その訓練をしているようです。きのうのは何かよく分かりませんが。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにほ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは、質疑なしと認め、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決いたします。

議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

総務課の皆さん、どうもお疲れでございました。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午後11時10分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、休憩前に引き続きまして、本委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました税務課関連の、認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

職員の方に申し上げます。発言する前に、所属と名前を言って発言をしてください。

次に、決算書につきましては、ページの順に説明をお願いいたします。その中で、予備費の流用につきましては先ほど総務課から説明がありましたので必要ございません。さらに流用についてあれば、説明をよろしく願いをいたします。

それでは、税務課の説明をお願いいたします。

○税務課長（松本満夫君） 税務課 松本です。

決算につきましては、各係ごとにページを追って説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○税務係長（今村親助君） 税務係 今村です。

決算書の20ページ、21ページをお願いします。

まず、歳入について説明いたします。町民税を個人町民税、現年課税分が調定額が1億7,691万9,400円、収入済額が1億7,591万1,744円となっております。収入未済額が100万7,656円、滞納の件数としましては36件となっております。徴収率としましては99.43%となっております。

次に、滞納繰越分が調定額が595万3,411円、収入済額が251万3,389円となっております。不能欠損額が6件の47万7,879円。収入未済額が296万2,143円となっております。滞納の件数としましては41件となっております。徴収率としましては42.22%となっております。

続きまして、法人のほうです。法人の現年課税分、これが調定額が2,528万2,800円、収入済額が2,512万929円、収入未済額が3件の16万1,871円。徴収率としましては99.36%となっております。

滞納繰越分が調定額が9万8,200円。収入済額が2万円。不能欠損額が1件の7万8,200円。収入未済額がゼロとなります。徴収率としましては20.37%となります。

○固定資産係長（法花津和明君） 固定資産係 法花津でございます。

続きまして、固定資産税の歳入の決算報告をさせていただきます。

先ほどの20ページの下のほうになります。固定資産税の現年課税分になりますが、調定額が2億5,860万1,300円に対しまして収入済額が2億3,814万5,860円となります。収入未済額が2,045万5,440円となります。滞納につきましては、97件となります。収納率が92.09%となります。

滞納繰越分につきましてはですが、調定額3,359万8,259円に対しまして収入済額が587万876円。滞納分の不納欠損が95万7,240円となり、収入未済額が2,677万143円となります。収納率としましては17.47%と

なります。

続きまして、国有資産等の所在市町村交付金及び納付金ですが、こちらは国有地、県有地の固定資産税の相当額を交付金として県やその他、森林管理署とかそちらのほうから入ってくるお金になります。こちらにつきましては、調定額174万100円に対し同額が収入されており、収納率は100%となります。

固定資産係からは以上です。

○**税務係長（今村親助君）** 税務係 今村です。

続きまして、軽自動車税について御説明いたします。現年課税分が、調定額2,462万2,400円、収入済額が2,457万200円となります。収入未済額が5万2,200円、滞納件数としましては6件となります。徴収率としましては、99.79%となっております。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

軽自動車税の一番上です、軽自動車税の滞納繰越分、調定額が41万3,860円、収入済額が23万7,860円、不能欠損額が2件の1万8,400円、収入未済額が15万7,600円となっております。滞納の件数としましては13件。徴収率が57.47%となります。

続きまして、たばこ税です。現年課税分だけになります。調定額が5,123万6,000円。収入済額も同じく5,123万6,000円となっております。

続きまして、入湯税です。入湯税の現年課税分、調定額が843万7,520円。収入済額も同額の843万7,520円となっております。

滞納繰越分です。滞納繰越分が、調定額が186万2,195円。収入済額が12万円となっております。収入未済額が174万2,195円となっております。

以上です。

○**税務課長補佐（丸山雄平君）** 地籍係 丸山です。

42、43ページをお開きください。

県補助金のうち、4節地籍調査事業補助金について御説明申し上げます。調定額5,197万5,000円に対し5,197万5,000円収入しております。

以上です。

○**固定資産係長（法花津和明君）** 固定資産係 法花津でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。80ページをお開きください。

下段のほうの徴税费になります。私のほうから、1目の税務総務費について御説明申し上げます。こちらの主なところにつきましては、報酬、給料でございますが、こちらは昨年とほぼ同様の額となっております。

82ページをお開きください。

職員手当、共済費、旅費、需用費、役務費とも、昨年と同様の支出がっております。13節の委託料につきましては、平成30年度に評価替えを行う関係で土地の価格鑑定を行っており、そういったところの委託料を含めまして481万円の支出となっております。

税務総務費の説明は以上となります。

○税務係長（今村親助君） 税務係 今村です。

続きまして、私からはその続きです、82、83ページの2目賦課徴収費について説明いたします。

主なものについて説明させていただきます。11節の需用費については、これはほぼ納付書など紙の印刷代になります。12節の役務費については、郵便料、納付書などの発送の郵便料です、それと口座振替の手数料がほとんどとなります。13節委託料です、委託料につきましては住民税のデータ作成業務委託、これは給与支払報告書などの入力などを総合行政の委託業者に委託しております。もう1点が、確定申告に伴う税理士を派遣いただいておりますので、その委託料になります。

続きまして、84ページ、85ページをお願いします。

23節償還金利子及び割引料については、これは全てが町税等の還付金になります。

私からは以上になります。

○税務課長補佐（丸山雄平君） 地籍調査係 丸山です。

90ページ、91ページをお開きください。

国土調査費について御説明申し上げます。主なところで申し上げますと、委託料が6,957万8,806円、支出済となっております。この予算に対しまして2,157万6,000円、明許繰越ということで、28年度事業分で30年度分を前倒しをしまして大字芹口地区の調査を29年度中にやるということとなっております。その分につきましては2,157万6,000円、繰越明許費として上げております。あと、主なところで言いますと、備品購入費181万6,560円、これは県のほうからの承諾をいただきまして地籍調査用の自動車を買わせていただいております。主なところは以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑なしと認めます。

続きまして討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決をいたします。

認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

それでは、税務課の説明を求めます。

○固定資産係長（法花津和明君） 固定資産係 法花津でございます。

まず、固定資産税に関する補正予算の部分について御説明を申し上げます。予算書の10ページをお開きください。

雑入の4節に滞納処分費というので、1,000円計上させていただいております。これは、本年、公売等により滞納物品の購入を行う際に滞納処分に係った経費をまず充ててから、その残った分を税額に充てるというふうになっておりますので、それが行われた際の一応入り口として設けたものです。実際は、滞納処分が行われたときにかかった経費が、そのまま全額この処分費に充てられることになっております。

続きまして、11ページを御覧ください。

歳出の総務費、2款、2項の徴税費の12節役務費のほうに滞納処分時の動産移動手数料として10万円を計上させていただきました。これは、町のほうで差し押さえをしておりますマイクロバスまたカート等を、町のほうで引き上げて保管をする際に移動するために、業者のほうに依頼をして移動をお願いしたいということで、そのための経費として上げております。いずれも滞納処分に係る経費として計上させていただいております。

以上です。

○税務課長補佐（丸山雄平君） 地籍調査係 丸山です。

予算書12ページをお開きください。

地籍調査費の中で、負担金補助及び交付金ということで県国土調査推進協議会負担金を2万円計上させていただいております。これにつきましては、本年度は、通常ですと当初予算で大体見込額が確定した分で足りるんですが、本年度は先ほど説明申し上げました繰越事業分がございまして、それをもとに29年7月7日

に開催されました熊本県国土調査推進協議会の総会におきまして確定した金額が2万円不足ということで、その分を計上させていただきました。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（本田生一君） 9番 本田です。

11ページの、今、役務費のところの10万円、これは何、カートとかマイクロバス引き上げると。

○固定資産係長（法花津和明君） 固定資産係 法花津でございます。

今、滞納者のところで一応保管指示ということで、その現場のほうで今保管をしているところですが、実際に公売にかける際には、場所を引き上げて、町のほうで占有保管をするというふうになっておりますので、一応町の施設のほうに移動するところで考えております。

以上です。

○委員（本田生一君） ちなみに、マイクロバスと何ね、カートが何台。

○固定資産係長（法花津和明君） 固定資産係 法花津でございます。

今のところ町のほうでカートを60台ほど抑えておりますが、ちょっと動かないものが大半でして、実際その中から公売でお金に価値になるものを一応選定をして、その部分を引き上げたいと考えております。今のところは10台前後が動くかなというところで見込んでおります。

以上です。

○委員（本田生一君） はい、分かりました。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにはございませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

ちょっと予算には関係なくて、一つ質問をしていいですか。この税金の未納分をですね、滞納分、これは役場職員全体で大体みんな把握をしているか、していないかをちょっと確認したいですが。

○税務課長（松本満夫君） 税務課 松本です。

滞納額を把握しているかという質問でございますけども、今、庁舎内に徴収プロジェクト、収納対策プロジェクトチームというのを平成24年からでしたか、設けまして、今現在、監査委員のきのうの決算の報告での結びにもあっておりますが、毎月大体1回、委員会室で全員集合しまして、関係各課、税と両方一緒に滞納者のリストをアップして、9班体制で今それぞれ班ごとに滞納整理等に当たっている現状です。要するに、滞納額はそのプロジェクトチームのメンバーは

把握しているということです。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

今、何で質問したかというのは、今度チャリティーオークションがございます。先日話合いがございましたが、今度その場所がまた同じところのゴルフ場でやると。そういう滞納しているようなところの施設を、なんで役場は把握しておいて使うのかというのが、ちょっと、この前話をしたところでございますので、そこあたりを、もう役場の職員が分かっておるなら、ほかを当たってみるとも必要じゃないかなと。言い方は悪いけど泥棒に追銭するようなものでございますので、そこ辺も考える必要があるんじゃないかと思って一応質問いたしました。終わりです。

○委員長（芹口誓彰君） 答弁はいいですか。

○委員（牛嶋津世志君） いいです。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決をいたします。

議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 本委員会に付託されました会計課関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○会計課長（古澤要介君） 会計課長の古澤です。

歳入はございませんので、歳出、66ページ、67ページを開けていただきたいと思います。

説明に際しまして100万円以上の事業費、それから20万円以上の不用額はございませんので、詳細にちょっと御説明をしたいと思います。右側の9節旅費でございますけど、年に一回、二日間、日本経営協会が主催します地方公共団体における出納事務の運用・実務講座というのが福岡で開催されますので、それに

若い職員を派遣しております、その旅費でございます。需用費につきましては事務用品等の需用費でございます。それから、委託料につきましては、現在、役場から支払いをする支払日を月4回、毎週木曜日に設定をしておりますけれども、今週の金曜日に閉めたのを、翌週の木曜日に支払いをするんですけれども、銀行に対する電送業務、何千万か何億かありますけど、証票について300万円ほどありますけど、それを一遍にする月の委託料、5万5,000円に税でございますので5万9,400円×12月、71万2,800円が委託料として支払いをしている分でございます。

それから、19の負担金補助及び交付金につきましては、先ほども申しました旅費で申しましたけれども、日本経営協会の講座を受けるときの負担金として支払いをしているものです。若干、二日にしてみれば3万4,560円は高いように思われますけれども、講師陣が例えば元主計官であったりとか会計検査院であったりとか、それから証券会社の経験を経た講師ということで、一応その講座に負担するということで、呼べばそれ以上の金は要ると思いますので、一応福岡に職員についての負担金ということでこういう支払いをしております。

それから、つけ加えますけど、委託料の電送業務は週4回を申し上げましたけれども、それ以外に例えば奨学金を毎月10日に送金する場合とか、給与が今、臨時非常勤を10日、それから一般職を21日の2回に分けて支払いをしております。それから、臨時福祉給付金であったり、起債の償還あたりというのも電送によって銀行から支払いをするという、相手の口座を指定してするという形にしておりますので、月平均9から10回、その電送システムを使っているということになります。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま詳しい説明がありました。これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑はないと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決いたします。

認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決



定をいたしました。

どうも課長、御苦労さまでございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました監査委員事務局関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、監査委員事務局の説明をお願いいたします。

○監査委員会事務局（安方 含君） 監査委員事務局の安方です。よろしく申し上げます。

88ページをお開きください。

第2款総務費、6項監査費です。予算額108万2,000円、支出済額104万7,571円、不用額3万4,429円です。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま監査の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑がないようでございますので、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決いたします。

認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で監査委員事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました議会事務局関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（安藤吉孝君） お疲れさまです。議会事務局に関します歳入支出について、係長のほうから詳細に説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議会事務局係長（山田耕生君） 庶務係長の山田です。

決算書62ページ、63ページをお開きください。

議会事務局関連につきましては、歳入のほうはございません。歳出のみとなります。款、項、目、議会費の分、ここの1点だけになります。3月の定例会の補正時にも御説明いたしましたけれども、御覧のとおり不用額等については、20万円以上の分については3月の補正時に不用見込額のほうを精査いたしまして減額補正をさせていただいておりますことから、決算時点での不用額20万円を超える部分についてはございません。一応去年の地震の関連に伴いまして、通常年度に比べまして歳出があまり見込まれなかったこともありまして、主に交際費等、各団体等の総会等が開かれなかったことから、支出のほうが特に見込まれなかった部分がありまして、ある程度精査したところでございますが、12万4,000円ほど残っておりますけれども、この部分については突発的な部分を考慮しまして残した次第でございます。

特に、あとは目立った部分については御覧のとおりとなっておりますので、割愛させていただきます。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決をいたします。

認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

どうもお疲れでした。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時58分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、休憩前に引き続きまして委員会を開催いたします。

日程第1、本委員会に付託されました関係について審議をいたします。

まず、政策推進課関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

職員の方に申し上げます。発言する前に、所属と名前を言って発言をください。次に、決算書につきましては、ページの順について説明をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。よろしくお願いいたします。

高森町一般会計歳入歳出決算書に基づきましてページごとに職員に説明をさせます。なお、予算につきましては、財務会計の都合上、ちょっと複数の係で対応しているところがございますので、それにつきましては主な事業をやっております担当のほうで説明をさせてようと思っておりますので御了承をいただきたいと思っております。では、歳入のほうから説明をさせていただきます。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） 政策推進課審議員の橋本です。

それでは、決算書の36ページ、37ページをお開きください。

こちらの14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目総務費国庫補助金（繰越明許）、13節の地方創生加速化交付金になります。こちらは平成27年度の補正予算で措置をされた地方創生加速化交付金の歳入になります。こちらは地方創生に関する取り組み、自治体が行うものを国が支援するという補助金になりまして、100%補助金、定額の補助金になります。こちらは繰越明許というふうになっておりますけれども、補正予算でそもそも措置をされた事業でありまして、交付決定についても平成28年の3月29日となっております。繰越明許費といいながらも、実質はもう28年度の予算というふうな事業期間となっております。こちら金額は7,943万4,000円という予算に対して、実績が7,768万5,287円となっておりますけれども、これは事業の実績を踏まえて当初予算よりも、一部事業の縮小などにより事業が減額となったため、それに伴って補助金の収入というものも減額になっているものでございます。具体的な支出の中身については、この後歳出で御説明をさせていただきます。

○交通政策係長（本川 幸君） 交通政策係長の本川です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは決算書のページ42ページ、43ページを説明させていただきます。

款15県支出金、項2県補助金、目2総務費県補助金、節5地方バス運行等特別対策補助金256万9,000円となっております。これにつきましては、町民

バスの運営の欠損額の補助金となっております、県のほうから熊本県で県内の自治体から案分されて、高森町におきましては256万9,000円、約1割の交付金が出されております。

以上になります。

○商工観光係長（石田昌司君） 商工観光係の石田です。

56、57ページをお開きください。

第20款諸収入、第4項、第2目、第2節の貸付金元利収入の収入済額の890万8,732円、このうちの599万2,732円が商工観光係関係の収入となっております。こちらに関しましては、小規模事業者持続化補助金の選考貸付事業の償還金といたしまして4事業者から償還金として入った額でございます。

以上です。

○政策企画係長（村上純一君） 政策企画係 村上です。

続きまして、58ページ、59ページをお開き願います。

前のページからです。20款、4項、2目、2節の雑入のうち、1,886万894円のうち、政策企画係関係分がこの中に250万円です。平成28年度コミュニティ事業、宝くじの助成金、こちらの歳入を250万円受け入れております。

以上です。

○商工観光係長（石田昌司君） 商工観光係の石田です。

同じ第2節の雑入ですが、このうちの100万円が商工観光係関係の歳入となっております。こちらに関しましては、阿蘇地域振興デザインセンターの阿蘇地域元気再発見事業コミュニティといたしまして100万円をデザインセンターのほうからいただいております。こちらに関しましては、後ほど御説明いたしますが。全国御当地どんぶり選手権の事業を行っております。

以上です。

○政策推進課長（馬原恵介君） 歳入は以上でございます。

続きまして、歳出のほうを御説明させていただきます。

○政策企画係長（村上純一君） 政策企画係 村上です。

64ページ、65ページをお開き願います。

64ページ、2款、1項、2目、11節需用費のうち288万5,349円です。こちらは広報たかもりの印刷製本費となっております。

続きまして、70ページ、71ページをお開き願います。

2款、1項、10目企画費のうち、14節使用料及び賃借料です。6,608万7,210円のうち、6,660万円、こちらは情報通信基盤施設使用料の年款使

用料となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。こちらは4,453万7,759円のうち1,305万4,000円、阿蘇広域行政事務組合の負担金、こちらを支出しております。

以上です。

○交通政策係長（本川 幸君） 交通政策係の本川です。

同じくページは70ページ、71ページになります。

2款、1項、10目、19節負担金補助及び交付金4,045万3,759円のうち2,661万8,000円、こちらにつきましてが高森町民バスの運行の欠損補助金として上げております。

以上になります。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） 審議員の橋本です。

同じく70ページ、71ページの19節負担金補助及び交付金の8,100万円というものになりますが、こちらは先ほど歳入のところで御説明をさせていただいた地方創生加速化交付金に伴うものになります。なお、先ほどの歳入と金額が異なっておりますが、こちらは町として156万6,000円の補助追加で上乗せしているということによるものです。

なお、この事業の中では六つの事業をやっております。一番大きなものは、一般社団法人TAKARA MORIの運営に対する補助金というものになります。こちらが3,256万6,000円になります。

続きまして大きいものは、2,700万円になりますけれども、こちらは官民共同して高森町の特産品を域外に販売をしていきたいと思いますというプロジェクトになりまして、こちらは事業者の方向けの商品開発、セミナーであったりとか、あるいは商品の販路開拓のための商談会、紹介の実施などが主な内容になります。

ほかの四つの事業につきましては、当町単独ではなく、ほかの市町村と連携しての取り組みになります。この場での説明は長くなりますので、割愛させていただきます。

○政策企画係長（村上純一君） 政策企画係 村上です。

続きまして、72ページ、73ページ、お開き願います。

11目地域振興費のうち、1節報酬です。893万円です。地域おこし協力隊4名分の報酬となっております。

続きまして、9節旅費のうちに2万3,932円不用額が生じております。こちらは移住定住フェアが当局で予定されていましたが、阿蘇地域振興デザインセンターの負担で出張旅費を見ていただきましたので、そちらの分、不用額が生

じております。

続きまして、14節使用料及び賃借料です。430万9,809円です。こちらは地域おこし協力隊4名分の活動経費のうち住居借上料、公用車リース料2台分となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。896万9,000円となっております。こちらが内訳がまず1つ、一般社団法人TAKARA MORI設立補助金500万円です。こちらは町の観光立地推進計画に基づき戦略的かつ総合的に地域の魅力を高めることにより、観光及び物産の振興、及び交流人口の増加を図り、地域経済、社会の活性化のため、観光まちづくりの中核機関となるべく目的会社設立の費用を補助したものでございます。500万円です。

続きまして、コミュニティ事業宝くじ助成金250万円です。上町地区が実施されました地域防災放送施設整備ですとか、地域の活動のための事業整備をされておりますので、そちらへ250万円支出しております。

続きまして、天草高森横軸連携事業補助金です。110万6,000円、天草市と高森町の横軸連携の協定に基づき支出しております。

以上です。

○商工観光係長（石田昌司君） 商工観光係の石田です。

80ページ、81ページをお開きください。

第22目総務費、熊本地震災害対策費です。これの12節役務費149万7,600円ですが、こちらは熊本地震後の観光PRといたしまして新聞や雑誌などへの広告料として支払っております。

○政策企画係長（村上純一君） 政策企画係 村上です。

同じく同目のうち、19節負担金補助及び交付金です。4,452万8,918円のうち、災害復興支援住宅確保プロジェクト事業3,000万円支出しております。こちらは熊本地震の被災者への安心安全な住宅提供と、南阿蘇地域からの人口流出を防ぐことを目的とし、新規賃貸住宅建設における費用補助をしております。こちらは補助上限額1,000万円の3棟分、実績3件で支出しております。この事業費のうち、災害復旧支援転入費等費用等補助事業です。熊本地震の被災者への安心安全な住宅提供と、南阿蘇地域からの人口流出を防ぐことを目的としまして町内賃貸物件への転入費用を補助しております。実績としまして3件の転入の補助をしております。33万3,000円です。こちらは支出額の最後の主たるものとしまして、南阿蘇鉄道全線復旧記念イベント、こちらに対しまして南阿蘇鉄道、現在の名前で申しますと南阿蘇鉄道復旧支援実行委員会、こちらのイベントの開催等に関します経費に920万円支出しております。事業の実績としま

しては、全線復旧関係イベント4回、高森駅を中心としました出店ですね、マルシェの開催5回、高森町、南阿蘇と連携しましてチェックインラリーという部分を1回開催しております。

その中で19節の中で不用額が20万4,082円生じております。この不用額の理由としましては、先ほど説明しました災害復旧支援転入費用補助金につきまして、申請を見込んだ額よりも、先ほど御説明差し上げました3件の実績しか上がってきませんでしたので、そちらの差額が不用額として生じております。

**○商工観光係長（石田昌司君）** 商工観光係の石田です。

同じ19節負担金補助及び交付金のこのうち299万6,000円、こちらのほうが商工観光関係の支出となっております。こちらに関しましては、先ほど歳入のほうで申しあげましたデザインセンターからの阿蘇地域元気再生事業補助金を100万円いただきまして、町から50万円を支出いたしまして150万円で全国御当地どんぶり選手権に参加しております。こちらは今年の1月7日から1月15日までの9日間、東京ドームで行われまして、こちらのほうに阿蘇高森あか牛丼を出品しております。9日間で約1万食を売り上げております。こちらが主な支出となっております。

以上です。

すみません、80ページ、81ページの、続きまして21節貸付金、こちらの支出済額が1,192万2,398円となっております。こちらに関しましては、小規模事業者持続化補助金の選考貸付金といたしまして7事業所に支出しております。こちらに不用額として207万7,602円不用額が出ておりますが、こちらは申請が3月31日までとなっておりますので、そちらの分が余りましたので、その額が不用額となっております。

**○政策企画係長（村上純一君）** 政策企画係 村上です。

続きまして、130ページ、131ページをお開き願います。

6款、1項、2目のうち、商工観光費のうち19節です、支出済額465万円です。政策企画係関係分としまして、地域コミュニティ活動推進事業助成金、20件97万410円です。花のあるまちづくり推進事業助成金、実績額が11件55万円です。

**○商工観光係長（石田昌司君）** 同じく130ページ、131ページです。第2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金、支出済額が465万円ですが、こちらのほうは商工会への助成金として450万円を支払っております。

続きまして、第3目観光費の第7節賃金248万5,362円ですが、こちらは非常勤職員の賃金といたしまして支払っております。

続きまして、13節委託料です。こちらが支出済額が500万円ですが、こちらは風鎮祭の花火大会の委託料として支払っております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金ですが、商工観光係の関係の支出といたしましては、風鎮祭助成金として風鎮祭実行委員会に275万円。観光地域づくりプラットホーム構築事業負担金として観光連盟に100万円支出しております。続きまして、こちらに関しましては昨年7月、8月にバスツアーを開催しております。

○政策企画係長（村上純一君） 政策企画係 村上です。

6款、1項、3目のうち、19節におきまして不用額が23万6,990円生じております。こちらはコミュニティ助成事業が3月まで事業実施が可能ですので、そちらはぎりぎりまで受け付けたんですが、実績が上がってきませんでしたので、こちらの関係の不用額となっております。

○商工観光係長（石田昌司君） 商工観光係の石田です。

132ページ、133ページをお開きください。

こちらの第4目湧水館企画費の第8節報償費ですが、こちらのほうで129万6,585円支出しております。こちらは七夕まつりの参加賞といたしまして38組57万円、クリスマスファンタジーの参加賞といたしまして42基42万円を支出しております。

続きまして、13節委託料172万1,520円、こちらに関しましては高森湧水トンネルのプロジェクトマップの保守点検委託料といたしまして支出しております。

続きまして、134ページ、135ページをお開きください。

第7目観光交流センター管理費、第13節委託料、こちらが支出済額が350万円ですが、こちらは観光交流センターの指定管理料といたしまして観光協会のほうへ支出しております。

以上です。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

歳出のほうで81ページの負担金補助金の分で賃貸住宅の補助費で3件3,000万円ありますが、実質3件分の3,000万円、3件分の補助金とありますが、賃貸住宅10戸ぐらいを、最低10戸ぐらいを被災者居住を目的とすると確かあったと思うけど、補助金3,000万円の賃貸住宅をつくとありますが、ここ



に実際被災者の入っておられる人数というのはどれぐらいですか。

○政策企画係長（村上純一君） 政策企画係 村上です。

実数というのはここに持っておりませんので、後ほど御報告させていただきます。

毎月入居者の方は報告させているんですけど、建設費がずっと回すという報告を受けております。被災者の方が果たしてみなし仮設等で入られているかというのは、少し調査が必要かなと思っております。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

なら、目的はみなし仮設じゃないで、目的としては被災者のためとか被災者の方々が来られるための賃貸住宅へ1,000万円補助金だったと思うんですけど、そのちょっと人数の確認と、実質入られているけど、高森町の住民がほかから移られて、ただ入っていられるんじゃないかという、ちょっと不安というか、それもありますので、ちょっとそこを確認をお願いいたします。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

○委員（本田生一君） 8番 本田です。

これはちょっと余談になりますけど、歳出のところで131ページの委託料のところ、花火大会が100万円組んでございます。今年高森の花火大会においてになっておられた方のいろいろ御意見を聞きますとね、「今年の高森はえらいよかった」というような話をお聞きしております。喜んでおりましたけどもですね、何かいろいろわき話じゃありませんけどもですね、聞くところによりますと、あの地域は花火大会をするのに非常にいろんな申請等をするのに厳しいというような話を聞いております。そこらへんはちょっと課長が知っておられる範囲でよろしゅうございますけども、その辺をお聞きしたいと思っております。お願いします。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

今、本田議員がおっしゃられましたとおり、以前は住宅がなかったものですから別所の堤のほうから、今の駅の下の場所に移動したわけなんですけど、徐々に住宅が建ち始めまして、今のところ、皆さんの同意書をとらなくちゃならないものですから、同意を得ておりましてどうにか開催をしているんですけど。徐々に西側のほうに上げる場所を移動しないとイケない状況というのが現状でございます。

それともう一つが、やはりあんまり打ち上げると高压線、電線の関係があつて、なかなか九電との折り合いというものも今後出てくる関係があるものですから、これ以上ちょっと家が建ったり、そういった部分が出てくると新たな場所を探す

必要もあるのかなと思ったりとか、ただ、場所によっては、みんなが見れるところとなるとなかなかないもんですから、その辺の問題等もありまして、その辺は今後風鎮祭委員会とか関係機関と協議をしながら判断させていただきたいと思います。

○委員（本田生一君） 8番 本田です。

何か聞くところによりますと、花火を上げる場所がですね、何か半径500メートル以内ぐらいに家があったらいかんのかなんとか、ほかの話ですけどもですねそういう話も聞いたし、わあ、これはそういうことであれば厳しいなというような感想を持ちましたのでね。来年できるといいんですけどもですね。よろしく願いしておきます。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

それじゃ最後ですが、私から1点だけ。81ページ、19節の負担金補助及び交付金ですね、この中でただいまの説明で東京ドームであか牛丼を9日間で1万食売り上げたというような説明がありましたが、この売り上げというのは大体どれくらい売上金が発生したのか、売り上げですね、1万食の。小さい金額はいいんですけど、売上金というのが発生したとすれば、それは歳入には計上する必要はなかったのかどうか、どうなんですか。

○商工観光係長（石田昌司君） 商工観光係の石田です。

売上金のほうはちょっと資料をお持ちしておりませんが、後ほど金額は1杯幾らというのがもう全部決まっています、それに対して事業費として町が、デザインセンターからの100万円と町から50万円出して、それで150万円を材料費等も合わせて、うちから支払っておりますので、歳入がそれほど、どうなのかわちょっと。

○委員長（芹口誓彰君） 歳入があったのか、なかったのか。その1点だけでいいです。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

一応今回はTAKARA MORIが町の飲食店組合を代表して行かれまして、自分たちのお金で行くというのはあくまでも建前でございます、その中で不足分についてを、補助金であつたりとかそういったもので交付しているもんですから、実際の売り上げ等についてはそちらの会社のほうが、自分たちで行かれた経費のほうで運営はするということですので、収入といいましても、そう黒字は出ていない状態です。というのは、向こうに一応10日間ほど滞在された部分と、やはり自分たち以外にスタッフを雇わなくてはいけないから、その人件費がか

かっております。そういった経費もありましたので、今回は熊本のあか牛というのを売り出したいということのメインで行っていますので、営利であったというよりも、そういった広告のためにとということでやっていますので、売り上げについてもありましたけれども、そういったことで事業費といえますか、その飲食店組合で行かれた中で相殺、納めていると思います。また詳細につきましては、数字はまたお出ししたいと思います。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 芹口です。

ただ多額の売り上げて収入があれば、当然予算に計上するといかんのですから、そういう分で相殺をして、現金はTAKARA MORIとかそういったところに与えるということであれば、それは構いませんので。

ほかに。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑もないようでございますので、続いて討論に移ります。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案については採決をいたします。

認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

鉄道経営対策事業の特別会計がございますので、先にそちらのほうからよろしいですか。

○委員長（芹口誓彰君） 鉄道経営対策事業について、説明をお願いいたします。

○交通政策係長（本川 宰君） 交通政策係 本川です。

鉄道経営対策事業基金特別会計決算書のほうをもって説明させていただきます。ページのほうが323ページ、324ページをお開きください。

1款、1項、1目、1節財産収入利子及び配当金、こちらにつきまして21万1,164円を計上しております。こちらにつきましては、自治体基金の利息と

なっております。

同じく2節、これは3万1,819円、こちらにつきましては民間基金の利息となっております。

同じく2款、1項、1目、1節基金繰入金です。こちらで820万円計上しております。こちらにつきましては脱線事故による機械の分岐機の老朽化に伴う機器の交換となっております。

歳入につきましては、以上です。

○委員長（芹口誓彰君） もうこれで終わりですね。

○交通政策係長（本川 宰君） 続きまして、歳出も説明させていただきます。

ページのほうが325ページ、326ページをお開きください。

1款、1項、1目、19節負担金補助及び交付金820万円です。こちらは、先ほど御説明させていただきました脱線事故等に伴う分岐機の交換というところで820万円上がっております。

同じく、同じページの25節積立金です。24万3,000円、これにつきましては利息分の自治体基金積み金を上げております。

以上になります。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

以上で終わります。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で説明がおわりました。

質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑なしと認め、討論に移ります。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案につきまして採決をいたします。

平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計決算につきましては、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

今説明しました内容につきましては、きのうお手元に届いております決算審査で検証を、後ろのほうの13ページ、14ページに一応主な施策の成果等というのがございます、及び21ページ、22ページ、熊本地震関連経費というところでは概要書のほうについております、その頭に意見書がありまして、その意見

書の後ろのほうに概要書がありまして、ちょっとページが多くてなんですから見にくいですけど。附属資料というのがあるかと思うんですが、その一番最初のところに概要書というのがありまして、そこの13、14ページに政策推進課分の決算事業内容です。

それから、21、22ページのほうに熊本地震関連の事業ということで、22ページに政策推進課関連の主なものを金額とともに掲載しておりますので、後ほど御参考までにお目通しいただければと思います。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは、続きまして議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○政策企画係長（村上純一君） 政策企画係 村上です。

一般会計補正予算書に基づきまして御説明いたします。予算書11ページをお開き願います。

11ページのうち、2款総務費、1項総務管理費のうち、10目企画費、13節委託料です。アプリ保守サービス基本料、クラウドサービス利用料を合わせて90万9,000円、補正予算を計上しております。こちら説明いたします。平成27年度の地方創生型の地域活性化交付金、こちらを活用しまして、役場にも置いてあったんですけど「ペッパー」を導入しまして、こちら、地域の見守りですとか健康の維持のために導入しております。当時の導入の目的を申しますと、町民の方にウェアラブル端末を、この辺をお散歩される方ですとかそういった方々に手首にはめる健康状態を測るものをつけまして、お散歩ですとか運動してもらった後にその「ペッパー」にかざすと、自らの健康状態の改善状態が分かって、そういった部分の事業を提案しまして、こちらの地方創生型の交付金のほうに採用されて、今運用に当たっている状態です。しかし、当時「ペッパー」も一番新しいものが入っておりまして、それから3年経って、やはりそういった情報端末の情報のスピードが速く、今まで契約しておりました保守の範疇では不具合がとて多く発生している状況で、はっきり言ってうまく機械が動いていない状況にございました。ですので、これから、今からまたこの「ペッパー」を使って本格的にいろいろ事業を展開を考える中で、きちっとした保守契約のもとに安定的な機械の稼働をして町民の方に使っていただくというふうなところで、システムを停止させず安定的な稼働にするために、システムの運用保守費の委託業務を提供する必要がございましたので、今回補正予算を90万8,000円計上しているも

のでございます。

よろしく申し上げます。以上です。

○政策推進課長（馬原恵介君） 以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思いますが、質疑ありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

今、「ペッパー君」がありました。下のホールから消えたのはいつからですか、ちょっと聞かれたことがございまして、「最近見ませんけど」という話がありまして。

○政策企画係長（村上純一君） 政策企画係 村上です。

今現在、TAKARA MORIの事務所に置いてあるんですけど、TAKARA MORIの事務所の開設に合わせてシステムも一緒に動かす必要がありますので、事務所のあるところが建設に合わせて移動した経緯がありますので、平成28年度、地震の発生の前に動かしたと記憶しております。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにありませんか。

○政策企画係長（村上純一君） すみません、説明をもう一回お願いします。すみません。政策企画係 村上です。

今TAKARA MORIにあるんですけど、これから高森駅に動かしまして、このウェアラブルの見守りもそうですけど、観光案内とかそういった部分も「ペッパー」で発信できるようにという部分で、これ、委託業務を補正予算を御審議いただいて可決いただいた後に高森駅に動かして、皆さんの見える形で運営をしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

今の件について補足させていただきます。

まず、役場のほうに置いていたんですけど、なかなか観光客の方というのは役場に来られないのものですから、そこで町民のとりあえず案内とかやっていたんですが、有効に活用するためにということで、駅前にTAKARA MORIができたということで、そちらのほうに移設いたしました。ただ、あそこは事務所がちょっと狭いものですから、やはり機械の反応というのがある程度の面積でないと厳しいという部分と、あとはあそこも「ペッパー君」をなかなか、事務所の中にいるものですから観光客の方にもなかなか目につきにくいということで、今言ったように将来的には駅にというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。ほかにありませか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 続いて討論を行います。討論ありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。  
これから本案について採決をいたします。

議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、政策推進課関連に関する付託案件については終了いたしました。  
御苦勞様でした。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました、TPC事務局関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

職員の方に申し上げます。発言する前に、所属と名前を言って発言をしてください。また、決算書につきましてはページの順に説明をされるようお願いいたします。  
それでは、説明をお願いします。

○TPC事務局長（馬原恵介君） たかもりポイントチャンネル事務局長の馬原でございます。

高森町一般会計歳入歳出決算書に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○情報管理係長（今吉輝子君） 情報管理係 今吉です。

たかもりポイントチャンネル事務局の、まず歳入のほうはございませんでした。ページ数は78ページと79ページをお開きください。

19目のたかもりポイントチャンネル事業費のほうを説明します。歳出のほうになりますけども、まず2款、1項、19目の12節の役務費で、不用額として27万3,831円が出ております。こちらのほうは、ポイントチャンネルのアンケート調査時に返信用を全世帯分を計上しておりまして、3月まで確定しておりませんでしたので、その返信分と予定分との差額としてその分が出ております。

その下の13節の委託料の898万2,819円の決算額ですけども、主なものとしましては、自主放送番組製作支援業務としまして、今現在専門家の方として

前原氏に来ていただいているんですけども、そちらの方の報酬としまして578万7,720円、また人件費としまして237万492円が主なものになります。

それと、14節の使用料及び賃借料の決算額217万8,842円ですが、主なものとしましては、番組の中でNHK番組のほうを使用しておりますけども、その放送使用料としまして212万7,575円が主なものになります。また、18節の備品購入費になります。決算額が798万1,785円です。こちらのほうは大型タッチスクリーンが173万1,024円、生放送用機材が388万4,760円が主なものになります。

以上です。

○TPC事務局長（馬原恵介君） 以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） ほかにないようでございますので、続いて討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決をいたします。

認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

これで、TPC事務局関連については、終わりました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました生活環境課関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

職員の方に申し上げます。発言をする前に、所属と名前を言って発言をしてください。次に、決算書につきましては、ページの順に説明をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○生活環境課長（田上浩尚君） こんにちは。生活環境課長 田上です。

座って説明させていただいていいでしょうか。

歳入歳出の決算につきまして、各担当係のほうから御説明申し上げます。歳入につきましては、ページを追いまして順に説明させていただきまして、歳出につ



きましてはおおよそ100万円以上のものについての説明と、不用額につきましては20万円以上のものについて原則説明するようにしておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、順にページを追いまして、担当係のほうから説明申し上げます。

**○財産管理係長（村嶋立章君）** 財産管理係長の村嶋です。

29ページをお開きください。

12款分担金及び負担金の1節環境衛生費負担金です。防疫殺虫剤102本分、12万2,400円の収入がありました。

同じく、31ページをお開きください。

1節河原総合センター使用料です。河原総合センター使用料として2万1,600円の収入がありました。同じく1節物産館加工場使用料です。物産館及び加工場の電気使用料として181万3,491円の収入がありました。

以上です。

**○町民支援係長（野尻典男君）** 町民支援係長 野尻です。よろしくをお願いいたします。

ページのほうは30、31ページの第6目の第1節湧水トンネル公園の使用料といたしまして、これは入場料です、といたしまして1,210万6,050円の入場料の収入になりました。

続いて第2節ですが、高森駅公園野外ステージの使用料につきましてはゼロという収入となっています。

続いて、32、33ページをお願いします。

第3節ですが、高森温泉館使用料ということで2,003万9,690円、こちらが入浴券として収入となっております。

続きまして、ページ変わらずで、第9目です、教育費使用料ということで第1節社会教育施設使用料といたしまして145万1,000円の収入がっております。このうち生活環境課に関連するものといたしまして、各総合センターの使用料、各生涯学習センターの体育館等の使用料といたしまして73万8,800円、こちらのほうが収入となっております。なお、こちらにつきましては、地震の影響で高森中学校の、小中学校の体育館が使えなかったというようなことで、生涯学習センターの使用料が多かったということで予算額の倍強の金額ということでの収入となりました。

以上です。

**○財産管理係長（村嶋立章君）** 財産管理係長の村嶋です。

同じく33ページの1節犬登録及び注射手数料です。犬の登録料及び注射手数

料合わせて27万4,000円の収入がありました。

39ページをお開きください。

14款国庫支出金の5節災害等廃棄物処理事業費補助金です。熊本震災発生後、元畜協跡地を廃棄物の仮置場としておりましたが、その処分費、事業費を2分の1、164万9,000円が補助金として入ってきました。

続きまして、49ページをお開きください。15款県支出金の1節癒やしの森整備支援事業補助金です。国立公園内の整備事業として、28年度は休暇村周辺の町有林の間伐及び高森峠の桜のテングスの除去等を実施しました。この補助金として100万円の補助がありました。

同じく51ページをお開きください。15款県支出金の1節1節観光事業費委託金です。遊歩道の草切りや観光施設のトイレの維持管理等をしておりますが、その委託金として県のほうから49万816円の補助がありました。

53ページをお開きください。16款款財産収入の1節土地建物貸付収入です。内訳としては、温泉館の売店売上手数料として351万6,650円、商工会の建物貸付等の収入として131万4,681円、合わせて483万1,331円の収入がありました。

同じく2項財産売払収入の1節生産品売払収入です。936万2,038円のうち、色見総合センターに設置しております太陽光の売電売り上げとして24万602円、町有林の間伐収入として120万3,017円、合わせて144万3,619円の収入がありました。

55ページをお開きください。16款財産収入の1節土地売払収入です。小七河原砂防激甚災害工事に伴う土地売払収入として174万7,028円、また里道の払い下げとして1万3,991円、合わせて176万1,019円の収入がありました。

以上です。

○町民支援係長（野尻典男君） 町民支援係長 野尻です。

56ページ、57ページをお願いいたします。

第20款諸収入、第1項の町預金利子、1の第1節の町預金利息といたしまして、3万5,884円のうち、高森温泉館の収入によります利息分といたしまして296円の収入となります。

続きまして、58ページ、59ページをお願いいたします。同じく20款、第4項の第2目雑入、第2節雑入の中で1,886万894円の収入のうち、高森温泉館のコインロッカーの使用料、こちらのほうが169万2,001円。湧水トンネル公園の賛助金47万4,311円。高森町営墓地の管理費といたしまして6万

8,000円、こちらのほうが収入となっております。

以上でございます。

○生活環境課長（田上浩尚君） 生活環境課長 田上です。続きでございます。

係のほうから歳出についてさせます。

○財産管理係長（村嶋立章君） 財産管理係長の村嶋です。

69ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、13節委託料です。固定資産台帳更新業務委託料として253万8,000円を支出しました。

同じく、6目町有林、12節役務費です。町有林の保険料として111万3,942円を支出しました。

同じく、13節委託料です。幸子団地の間伐代として100万円を支出しております。

71ページを御覧ください。

墓地管理費については記載のとおりです。

以上です。

○町民支援係長（野尻典男君） 町民支援係長 野尻です。

ページのほう、94、95ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目の河原総合センター管理費につきましては、御覧のような支出となっております。

以上でございます。

○財産管理係長（村嶋立章君） 115ページをお開きください。

4款環境衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費の11節需用費です。光熱費、消耗品、印刷製本費として259万3,573円を支出しました。

同じく、19節負担金補助及び交付金です。阿蘇広域行政事務組合への負担金及びごみステーション、コンポストの補助金として合わせて1億6,657万6,700円を支出しました。

117ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目熊本地震災害対策費、13節委託料です。歳入でも説明しましたが、熊本震災によりごみ処分費としての委託料です。事業費300万2,555円を支出しております。

123ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、9目物産館管理費の11節需用費です。物産館及び加工場の電気料使用料として192万5,572円を支出しました。

同じく、15節工事請負費です。奥阿蘇キャンプ場の平屋5棟の塗装工事とし

て265万212円を支出しました。

以上です。

○町民支援係長（野尻典男君） 町民支援係長 野尻です。

資料132ページ、133ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、第5目の湧水館施設管理費でございます。第11節の需用費、こちらにつきましては内訳として光熱水費、消耗品費、修繕料、こちらが主な内訳となっております。なお、不用額20万170円に関しましては、光熱水費と修繕料を合わせた額となっております。13節の委託料です。こちらは湧水館の管理に関する業務委託として農業用水供給組合の委託をしております。それと、浄化槽、こちらの管理に関する委託料、こちらのほうが大半の委託料となっております。

続きまして、15節ですけど、これは100万円には満たないんですが、87万8,000円ということで、あえて説明をさせていただきます。こちらの工事請負費は湧水トンネル工事の池の部分、下流の部分に非常に水の流れが悪いというようなことで、3カ所放流口を設けました。こちらの工事請負費ということで87万4,800円、こちらのほうを支出させていただきました。

続いて、第6目温泉館の管理費です。こちらは、まず報酬は温泉館の従業員さんにお支払いする、管理者とパートの皆さん、営業をされている皆さんの給料の部分です。こちらもちよっと不用額として21万5,525円余りました。

続きまして、共済費です。こちらは保険に関することです。

続いて、134ページ、135ページをお開きください。

11節の需用費、こちらのほうも光熱水費、あと燃料費です、こちらのほうが大半を占めております。こちらのほうで不用額が143万3,081円とありますけれども、そちらは消耗品、光熱水費、また修繕料、こちらのほうを合わせて129万3,000円不用額となっております。

13節の委託料です。こちらのほうは浄化槽の管理、外回りの清掃、あと各種設備の点検です、こちらの業務委託によるものが大半の修繕でございます。不用額として、原材料費、16節です、不用額として46万6,000円余ったわけですけども、こちらは、先ほど説明を申し上げました需用費の中の修繕料、こちらもちよっと34万4,000円余っているわけなんですけど、温泉館の駐車場の整備です、白線を引いたり車止めをつくったことで確保しておったんですけど、御存じのとおり温泉館の経営の方針がまだこの時点では決まっていなかったというようなことで、そちらの工事に関しては自重せざるを得なかったかなというところで・・・でございます。

以上でございます。

○財産管理係長（村嶋立章君） 財産管理係長の村嶋です。

同じく、135ページの11節需用費です。59万6,450円の不用額が出ましたが、これは冬場の凍結等を見込んで予算を計上しておりましたが、水抜き等の対策をしておりました関係上、思ったほど修繕費等もかかなくて済みました関係上、59万6,450円の不用額が出ました。

続きまして、137ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、8目観光施設管理費の13節委託料です。高森峠外4件の草刈り委託料420万1,200円、その他九州自然歩道の草刈り、汚水処理施設管理費、町有公園等の委託管理等の合わせて404万4,571円、合わせて824万5,771円を支出しております。

同じく、15節工事請負費です。鍋ノ平キャンプ場の管理棟、炊飯棟、トイレの屋根塗装工事をしました。118万1,520円を支出しております。

以上です。

○町民支援係長（野尻典男君） 町民支援係長 野尻です。

ページのほう164ページ、165ページをお願いします。

第9款、第1項、第5目の社会教育施設費になります。第11節の需用費、こちらは各総合センター、また生涯学習センター等々の光熱水費、修繕料、こちらが主だった支出となっております。なお、不用額につきましても同じく光熱水費、修繕料等々が若干余ったものでございます。

13節の委託料、こちらのほうは各施設の管理運営に伴う委託料です。あと浄化槽管理、こちらの委託料、こちらのほうが主だった支出となりました。

以上でございます。

○生活環境課長（田上浩尚君） 生活環境課長 田上でございます。

今、申し上げましたところが、生活環境課に関する歳入歳出の分でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（芹口誓彰君） 以上、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（本田生一君） 133ページかな、阿蘇の湧水トンネルの池の部分を修繕をしたと、今、話が出たですね。あれ、前、あそこは水がよどんで汚いからどうのこうのてだいぶ話があったでしょう。今回3カ所されておるが、だいぶ水はけがよくなりましたか。

○町民支援係長（野尻典男君） 改善はされております。

○委員（本田生一君） 前は、水が澱んで、汚ないけんが、水ばきれいにしようかと

か言ってから話をしたことがあると。ありがとうございます。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

直接関係ないことですが。53ページ、土地建物貸付の分で商工会のほうに土地が貸してとありますが、これは建物は広域行政であったと思うんですが、これは商工会はその後どのような案配、まだ民間貸付、そのような予定があるんですかね。その後は地震で延期になったのかな、どんな案配になっておるか、そのところ分かりますかね。

○生活環境課長（田上浩尚君） 課長の田上です。

商工会につきましては、確かに建物のほうは広域がございまして、土地のほうも町ということでございます。現在、政策推進のほうで調整をやっておるところでございます。なるべく早くあそこを別なところというふうに計画的にはやっているようでございますけれども、まだはっきりはしていないようでございます。以上でございます。

○委員（牛嶋津世志君） はい、ありがとうございます。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに質疑はありませんか。

○委員（興相壽一君） 興相です。

1点ですね、ちょっと私、聞き漏れがあったので。同じく53ページの生産品売払収入の部分で収入未済1万4,000円、これは何だったのかな。

○生活環境課長（田上浩尚君） 課長 田上です。

生産品売払収入につきましては、生活環境課分が先ほど言いましたように太陽光の売電と間伐材の売り払いでございまして、1万4,000円につきましては、これは農林政策課がらみのアグリセンターの関係だと思っております。ちょっと詳しいことは分かりませんが、うちの分ではございませんのでちょっと詳しいところは後のほうになるかと思っております。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決をいたします。

認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決

定いたしました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○生活環境課長（田上浩尚君） 課長の田上です。

係のほうから、歳入歳出、ページごとに説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○財産管理係長（村嶋立章君） 財産管理係長の村嶋です。

9ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、6目商工費県補助金の1節熊本県自然環境整備事業補助金です。これは、28年度も実施しましたが、癒やしの森整備事業ということで県から内示を受けました。補助金の額は28年同様100万円となっておりますので、歳入として計上させていただきました。

同じく、13ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、9目物産館等管理費の15節工事請負費です。奥阿蘇キャンプ場にバンガローがありますが、消防法の改正により全ての宿泊施設に自動火災報知器を設置しなければならないということになりました。それを受けまして、58万円の工事請負費ということで計上させていただきました。

続きまして、14ページをお開きください。

○町民支援係長（野尻典男君） 14ページをお願いします。町民支援係長 野尻です。

6款商工費、第5商工費の第5節湧水館施設管理費内におきまして11節の需用費内で修繕料、こちらのほうを80万円計上させていただいております。内訳といたしまして、経年による修繕が見込まれるということで、浄化槽のポンプの交換、こちらのほうと、それと池のところに噴水があるんですけども、自動噴水というんですか、そちらのほうポンプの交換を予定しております。

続きまして、第6目の温泉館管理費、こちらの第11節需用費内の修繕料です。こちら50万円を計上させていただいております。経年により劣化、修繕等が見込まれるため計上させていただいております。

第19節の負担金補助及び交付金ということで、危険物協会負担金のほうで当初よりも、当初は2,000円だったんですけど、3,500円ということで金額が決定いたしましたので1,500円、そのうち2,000円ということで計上させていただいております。

以上です。

○財産管理係長（村嶋立章君） 財産管理係長の村嶋です。

同じく8目、13節委託料です。先ほど歳入のところでも御説明申し上げましたが、今年度も昨年に引き続き癒やしの森整備事業ということで、休暇村周辺の町有林の間伐を計画しております。その事業費として120万円を計上させていただきました。

以上です。

○生活環境課長（田上浩尚君） 以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認め、本案について採決をいたします。

議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、生活環境課に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れでございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、日程第2、所管事務の閉会中の継続調査につきまして審議いたします。

閉会中の継続調査については、1、行財政の運営に関する事項、2、地域振興に関する事項、3、町有財産の管理に関する事項、4、環境衛生に関する事項、5、町税に関する事項、6、防災に関する事項、7、地籍調査に関する事項、8、商工の振興に関する事項、9、観光振興に関する事項、以上、9項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、総務常任委員会を閉会いたします。



御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午後 2 時 3 5 分

平成 29 年第 3 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 29 年 9 月 8 日

高 森 町 議 会

# 平成29年第3回定例会文教厚生常任委員会記録

平成29年9月8日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） おはようございます。定刻より少し早めですけれども、定足数に達しましたので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

まず、住民福祉課関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に、所属と氏名を言って発言してください。また、予算書のページの順を追って説明をしてください。なお、決算書の説明においては、事業費100万円以上、不用額20万円以上のもの、ただし特に説明が必要と思われる事業等について説明を求めます。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（佐伯 実君） 住民福祉課長の佐伯でございます。おはようございます。

まず、御挨拶を申し上げたいと思います。本日はですね、平成28年度の一般会計歳入歳出決算書の説明をさせていただくとともに、後ほど御提案申し上げました補正について御説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、係のほうから決算について説明をさせますので、よろしくお願いしたいと思います。

○住民福祉係長（眞原友紀君） 福祉係 眞原です。

決算書の28ページ、29ページをお願いいたします。民生費の負担金関係でございます。3節の児童福祉費負担金の現年分でございますけれども、調停額が1,062万7,800円に対しまして収入済額が1,061万4,800円ということで、繰り越しが1万3,000円、徴収率にしまして99.88%ということで、この1万3,000円についても6月にはもう納付が終わっております。

続きまして、4節の児童福祉費負担金の滞納繰越分でございますけれども、51万4,970円の調定に対しまして22万3,970円、収入未済額が29万1,

000円ということで、滞納が4件で43.49%の徴収率となっております。29万1,000円のうち今現在16万9,000円納入されておまして、滞納繰越分の現年の徴収率につきましては58%となっております。

続きまして、5節の障害福祉費負担金でございますけれども、調定収入済とも3万1,400円ということで、これに関しましては地域生活支援事業ということで、高森医療のデイサービスと相談支援事業のほうを委託しておりますけれども、それに伴います南阿蘇村と西原村の負担金となっております。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。3目の民生費使用料のうち2節児童福祉費使用料の現年分でございますけれども、こちらは公立保育園の使用料でございます。現年分、滞納繰越分とも全額納付されておまして100%となっております。

続きまして、34ページ、35ページをお開きください。民生費の国庫負担金関係でございます。1節の障害福祉負担金につきましては、更生医療、育成医療の国庫補助分2分の1、2節の児童福祉費負担金につきましては高森保育園、認定こども園の高森幼稚園に対する分の国庫補助金でございます。3節の児童手当の負担金は、児童手当に対する国の負担金で3分の2程度入っております。それから、5節の支援費負担金でございますけれども、障害福祉サービスに関する国庫補助金が2分の1入ってきております。それから、8節の年金生活者支援臨時給付金につきましては、高齢者の臨時福祉給付金の給付費、それから事務費が入っております。それから、簡易な給付生活、年金生活者臨時給付金につきましては、非課税世帯に3,000円、それから障害遺族年金受給者向けに3万円分の料金が、事務費と給付費分が入ってきております。

続きまして、36ページ、37ページですね。民生費の国庫補助金でございますけれども、障害福祉補助金につきましては、先ほど説明いたしました高森寮に対する委託金のうちの2分の1が国庫補助金として入ってきます。それから、子育て支援交付金でございますけれども、延長保育、子育て支援センター、一時預かり等の国庫負担分3分の1が入ってきております。

続きまして、飛びまして42ページ、43ページです。民生費の県負担金のほうになってまいりますけれども、先ほど説明しました国庫負担金については2分の1でしたが、県負担金の分の4分の1の関係の経費がここに入ってきております。

○住民福祉課長補佐（高崎康誌君） 課長補佐の高崎です。

すみません、同じく42、43ページのほうで、災害救助費、この振替支援金につきましては、これは災害救助法の適用を受けました避難所に係る経費につま

しては、県負担ということで2,001万8,950円を支援金として交付されております。

続きまして、9節の災害弔慰金ですが、これにつきましては昨年の熊本地震によって関連死として亡くなられた3名の方がいらっしゃいますが、その方に1,000万円災害弔慰金としてお支払いしていますが、それについての4分の3の分を県のほうから750万円いただいております。

○住民福祉係長（眞原友紀君） 福祉係、眞原です。

44ページ、45ページのほうをお開きください。民生費の県補助金関係でございますけれども、受診医療の補助金が、県が2分の1負担ということで2分の1の額をいただいております。それから、障害福祉補助金につきましては、先ほどの国庫補助の分の県補助分4分の1が入ってきております。それから、多子世帯保育料の補助金でございますけれども、これにつきましては第3子、3歳未満の保育料を県のほうが2分の1補助しておりますので、その分が入っております。それから、8節の子育て支援交付金ですけれども、子育て支援センター、延長保育等の事業の分、先ほど国が3分の1、県が3分の1入ってきております。

○住民福祉課長補佐（高崎康誌君） 課長補佐の高崎です。

50ページと51ページをお開きください。3目民生費県委託金です。1節人権啓発活動事業委託金として61万9,000円、スマイルフェスタに係る経費の委託金ということで、この分をいただいております。

56、57ページをお願いします。貸付金元利収入で2節の住宅新築資金貸付金元利収入としまして29万405円と、下の同じく今度は過年度分ということで57万2,595円を昨年度は徴収しております。

○住民福祉課長（佐伯 実君） 佐伯でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続いて、歳出を御説明いたします。

○住民福祉課住民係長（緒方久哉君） 住民係の緒方です。

84ページ、85ページをお開きください。項3戸籍住民基本台帳費のうち目1戸籍住民基本台帳費、こちら下の繰越明許のほうなんですけど、予算額166万円に対して支出済額105万円、不用額61万円となっておりますが、こちらにつきましては個人番号カードの発行に係る、国からゼイリツというところに委託しております、そこに支払う負担金額なんですけど、こちらにつきましては年度末をもって発行カードの数等が確定しますので、それに伴いまして支出額が固まり、そのために61万円の不用額が出ております。

以上です。

○住民福祉係長（眞原友紀君） 福祉係、眞原です。

92ページ、93ページをお開きください。社会福祉総務費になります。需用費の関係につまきしては、金婚・ダイヤモンド婚関係の経費となっております。それから、備品購入費につきましては、10人乗りのワゴン車をふるさと納税で購入しております。それから、負担金補助及び交付金に70万4,682円の不用額が出ておりますけれども、これにつきましては、主なものにつきましては社会福祉協議会の運営助成金につきまして、年度末までの実績になりますので、年度が明けてからの実績報告ということで補正に間に合わなかったということで不用額が、社協の運営費が主なものとなっております。

続きまして、94ページ、95ページになります。2目の障害福祉費でございますけれども、13節の委託料、不用額が32万4,400円ということで出ておりますけれども、これにつきましては自立支援医療費ですね、更生医療、人工透析だったり、心臓の手術だったりの分でございますけれども、月ごとの医療費の予測が付きませんで、実際の請求金額が見込みよりも低かったということで32万4,400円の不用額が出ております。それから、扶助費につきましては、障害福祉サービス関連の経費になっております。

○住民福祉課長補佐（高崎康誌君） 課長補佐の高崎です。

98、99ページをお開きください。9目同和対策費の19節負担金補助及び交付金で33万2,325円不用額として計上しております。これにつきましては高森町に解放同盟等の支部がありまして、そちらの活動費ですが、毎年残った残額は一般財源に戻すということになっておりますので、決算の確定した後、こちらに戻した分がこちらに上がっております。

○住民福祉係長（眞原友紀君） 福祉係 眞原です。

100ページ、101ページをお開きください。児童福祉総務費のほうでございますけれども、この負担金補助及び交付金、不用額が47万円ということで、こちらにつきましては社会福祉協議会が実施しております子どもデイサービス事業について、こちらにつきましても利用者が少なかったということで、年度明けて補助金の返還があったため議会に間に合わず47万円の不用額が出ております。

それから、扶助費でございますけれども、出産祝い金でございます。年度末までの出産を考慮して減額の補正はいたしましたけれども、年度内に申請がなかったということで20万円の不用額が出ております。

102ページ、103ページをお開きください。児童措置費になりますけれども、扶助費8,868万5,000円ということで、これにつきましては児童手当の分の支出になっております。

それから、目の児童福祉施設費でございますけれども、こちらのうちの備品購入費24万3,616円不用額が出ておりますけれども、こちらに関しましては町立保育園の防犯カメラ等でございますが、3月末に入札を実施したため補整減額の間に関わなかったということになっております。

104ページ、105ページにつきましては、色見保育園、東保育園関係の経費、106ページ、107ページの子育て支援対策につきましては、子育て支援センター関係の経費となっております。

○住民福祉課長補佐（高崎康誌君） 課長補佐の高崎です。

108、109ページをお開きください。事務費の民生費熊本地震災害救助費ですが、20節扶助費につきまして36万円となっております。これにつきましては、災害義援金として県から交付しました義援金をこちらのほうで扶助費としてお支払いしていましたが、年度内なんですけど、県のほうから指摘がありまして、義援金の取り扱いにつきまして歳計外で取り扱うというという形の指摘がありましたので、帳簿上、1回戻すような形で歳計外で交付したような形を取りましたので、こちらのほうが36万円計上することになりました。

以上です。

○住民福祉課長（佐伯 実君） 佐伯でございます。

歳入歳出について、以上、御説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長（立山広滋君） ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君） 歳入はほとんどが国庫と県とかですね、そういう形でできておりますから問題はないと思います。歳出についても、極力これは実行予算に近い形で行うため繰り越しが出たということでやむないと思います。監査指摘、この決算審査意見書の中で出た重要な問題についても、これを見れば節の中での流用ですから、私個人的にはそう気になさる必要はないと思いますし、この中で代表監査委員さんが言われたこの107ページの予算流用1万6,000円入ってきて、5万8,000円残ったりと、こういうのも恐らく代表監査委員さんが指摘されたということであったと思うんですが、しかしながらやっぱり委託料とか、第三者に対してやる分については、実行側がいろいろと努力された結果でありますから、今後についても、代表監査委員さんから審査意見書の意見の中で出てきたことについては真摯に受け止めていただいて、そして予算がむやみに出ていかないように、内部での様々な検討を加えた後で執行していただくように、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（立山広滋君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 続いて、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認め、本案について採決します。認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についての説明を求めます。お願いします。

○住民福祉課長（佐伯 実君） 住民福祉課長の佐伯でございます。今回の補正について、私のほうから御説明をしたいと思っております。

補正予算書の9ページをお開きください。この補助金につきましては、教育委員会の県補助金ということで、この中で皆さんにお配りしておる写真ですね、これは天神ヶ丘にありますいわゆる慰霊碑、忠魂碑の状況でございます。御存じのとおり、昨年4月の震災によりまして、この写真のように一番上の忠魂碑が4分割に折れてしましまして、また再度調査したところ、この下のいわゆる踏んである石がかなりずれておまして、これは大規模な修理が必要ということになりまして、今回、計上をさせていただいている部分ですが、実は当初予算というか、以前の補正の中で100万円の修繕費ということで教育委員会と地元で100万円で補修ができるということで当初上げておりましたが、実はそのときにちょっと業者の方の応札がありませんで、その状況は先ほど説明しましたように、100万円では到底修復ができないと。上の石を乗せますと下の台座まで全部壊れてしまいますということでしたので、業者さんにもう一度きちっと見積りをさせていただいたところ、おおよそ300万円ほどの費用がかかるということで、今回、新たに忠魂碑の再建ということで予算を上げさせていただきました。先ほど、今言いました教育委員会の県補助金の中で、3節の熊本地震復興基金交付金ということで、ここにはマイナス650万円となっておりますが、当初予算がございましたので、この中から天神ヶ丘の忠魂碑の補助金、県からの補助金ということで138万8,000円を組ませていただいております。これは当初、初日に町長から概要書の中の最後のページで御説明がありました部分でございます。すべて100%補助で、地域コミュニティの修復事業関係ですね、それと復興基金と



宝くじ交付金ということで、この2種類で地元負担もなく、町の負担もなく修復ができるという事業を採らせてもらいました。この間、地元の方々には、この忠魂碑の復旧に時間が掛かりましたことをおわび申し上げたいと思っております。しかし、町の負担をなくすためにいろいろと試行錯誤させていただいたものでありますので、御了承いただきたいと思っております。まず1つの補助につきましては、教育県補助金を使ったということで138万8,000円を組ませていただいたものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。10ページの諸支出金の節の雑入でございますが、先ほど言いましたように天神ヶ丘の費用につきましては、復興くじのほうで155万7,000円を組ませていただいておりますので、さっきの教育費とこちらも合わせ、その修復分がすべて賄えるということになっております。

続きまして、12ページをお開きください。12ページの中段になります。民生費、社会福祉費の中の19節の負担金補助及び交付金ということで、マイナス50万円今回減額をさせていただいておりますが、当初、先ほど説明しましたように、100万円の修理代ということで上げておまして、その半分の50万円につきましては社会福祉協議会に一旦交付をしまして、それから地元へ天神ヶ丘復旧のためということで50万円、教育委員会の費用から50万円ということで上げておりましたが、今回復興の宝くじ関係の補助を使いますもので、この社会福祉協議会の運営助成金をマイナス50万円減額させていただきます。

続きまして、同じく12ページの民生費、児童福祉費の中の高森東保育園費ということで、備品購入を18節で上げております。これは、インクジェットプリンターと電子レンジの老朽化がひどくて、実はもう完全に壊れておまして使えない状況になっておりますので、インクジェットプリンター3万2,000円と電子レンジ1万4,000円、計4万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、15ページの歳出なんですけど、ここも説明しておきたいと思っておりますが、15ページの一番下の段ですね、教育費の中で負担金補助及び交付金につきまして御説明をしておきますが、この中で地域コミュニティ復旧補助金ということで、天神ヶ丘の総費用ですね、いわゆる支出分について、ここにはきれいに明確に出ておりませんが、この中には294万5,000円の歳出分が含まれているということで、私のほうから説明をさせていただいた部分でございます。なお、この復旧につきましては、一応地元が行うということで、その実績に応じてこの交付金をお支払いするというところでございますが、我々のほうが慰霊祭等々の、いわゆる戦没者の担当をしております都合上、そちらの事業は我々でやると

いうことになっておりますので、教育委員会等々の説明もさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

ちょっと予算じゃなくて、この天神ヶ丘ですね、場所をちょっと詳しく教えてください。

○住民福祉課長（佐伯 実君） 住民福祉課長の佐伯でございます。

場所につきましては、草部郵便局、いわゆる旧道になりますかね、それ下ると物産館がありますけど、郵便局からちょっと下ったところがカーブになっています。ちょっとしたカーブが、下に降りる。そのこんもりとした山のところに上がる道があるんですけど、もう郵便局から、そうですね、いわゆる道の反対側ですね、大村運送よりもちょっと物産館寄りのところに丘がありまして、入口がありますが、そこに戦没者の追悼記念碑がありまして、通称天神ヶ丘、それに立っているのが忠魂碑ということで、日清・日露戦争及び第二次世界大戦の戦没者の方の名前が刻まれていると。これは、ちなみに昭和20年代に建てられた記念碑というか、忠魂碑になっております。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（牛嶋津世志君） はい、わかりました。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今、出納については、佐伯課長のほうから詳しく工事内容について説明がありましたけれども、この忠魂碑の再生については、芹口議員と私のほうで昨年からどうするかということで会議を行ってきました。この慰霊碑については、草部南部地区、それから北部地区の戦没者の方の、百数名の方の御霊が奉っております。これを再生するにはどうしたらいいかということで、数回会議等を、駐在員さん、それから遺族会を交えて何回も会議をしてきました。昨年、2分の1補助をいただいでやるということでしたけれども、今課長が申されましたとおり、それではちょっと不足と、新たな見積りをしたら、それではもう長く保たないだろうということで、永久的な忠魂碑のために今回こういった補助金を利用していった方がいいということになりましたので、どうか皆さん方の御理解をいただいで、よろし

くお願いをしたいと思います。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

ここは、ふだん管理はされとったつですか。

○住民福祉課長（佐伯 実君） 佐伯でございます。

この管理につきましては、地元老人会の方々が除草作業とか、清掃等々を月1回ぐらいされておりまして、非常に良好に保たれているものでございます。昔は、ここで慰霊祭があっていました。

○委員（佐伯金也君） 文化財の修復ということで当初は50%、あとから徐々に補助が増えてきて、最終的に100%になってしまったんですけども、非常に文化財という位置づけが難しいですね。最初は明らかに文化財史跡、遺跡であったりということで、お宮、お寺というのはそれには類似しないということになっていたんですけども、やっぱり高森町の文化財という形で指定されとるやつについては、それに該当させようということで門を広げていただきました。公共的、いろんな人たちが入ってくるころについては、それはそれで文化財、人が見られるところ、公共施設ということでそれはそれで該当するんでしょうけれども、忠魂碑というのは、これは独特の御霊とはいえ、結果、何といひかな、限られるんですよね、普通は。文化財と言われれば文化財なんだろうけれども、文化財じゃないよねって、記念碑は記念碑だけんと言えはそれまでの話でね。それが、これが文化財と決まるまでのその過程、どこでどのようなお話があつてこういふふうに入ってきたかといひと、その経緯はわかる。教えてください。

○住民福祉課長（佐伯 実君） 佐伯でございます。

御存じのとおり、忠魂碑といひものにつきましては、いわゆる神道といひかですな、そういうのがあつたわけです。それとお宮、お寺、お寺についてはそういひた仏教あたりで、それぞれの宗教がございまして、仏教につきましても利用される人は門徒が違ふといひことで、特に今御指摘がありましたように、戦没者の方については、その御遺族、その関係者あたりがやはりお参りに行くといひことで、その点については似ていひるのではないかといひふう判断してありますが、一つ御質問がありました、その文化財についての認定でございまして、これはつきり申し上げまして定かではございませぬ。当時、陸軍大臣ですかね、二子石官太郎中将様がこの史跡といひか、この上の折れた石につきましては、名前を直筆で書かれて、後ろに掘つてあるんですけども、そういひた形で、地元としては文化財だろうといひことでなつておりましたが、高森町の文化財の登録といひるのは当然ありませんので、その範疇がちょっと広くなつたといひのは大変申し訳ない

んですが、興梠議員さんがおっしゃったように、やはり地元というか、大戦が亡くなられた方を奉るためには、やはり大切なものであり、心の中では文化財という気持ちもあられますので、今回、そういった形で修復をさせていただくことをお許し願いたいと思います。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

確かに地震被害があって、やっぱりこういうものについては、主に関係する人たちの高齢化が進んで大変なんだろうなということわかります。しかしながら、私たち議員ははっきりしておかないといけないことは、やっぱり当時の文化財という名目で補助の線が引かれました。最初は50%を覚悟して皆さん、補助申請をされております。それが町の好意と努力で、結果的には100%になったんですけれども、やっぱりその中で私たちも文化財として見てほしいなという歴史的な建造物はあるんです、いろんな地域にね。しかしながら、やっぱり高森町の文化財の一覧の中に入ってないから、これはしゃあないばいねというふうにあきらめている施設もある、それは、実際、詳細に見ていけばね。だけん、そういう情報を知つとる議員が入って、これは入れていくと言われても、やはり基本は最初に言われた基本から極力逸脱しないようにやっていかんと、したらもうどんどんとりとめつかんごととなつとたいね。だけん、私たちも気をつけていかにゃいけないと思うんですけれども、今回こういうふうな予算が出て、地域の方たちにもその旨で言われとることでしょうから仕方ないんですけれども、今回については私はこれについては、やっぱり今後はもうちょっと慎重にあたっていただけるようお願いしたい。やっぱり何もかにもが100%じゃなくして、これは明らかに文化財に掲載されとるから高森町の文化財遺跡として掲載されとるから100%ですよと、これは地域では文化財みたいに扱っておられるけれども、実際高森町としては登録してないけん、このあたりは6割補助にしてくださいとか、そういう補助率の差を付けるべきであつたかなと。それは、私たちも最初からこれをもうちょっと考え方がまた足りなかった面がありますが反省をします。ですから、今後については、これが最後でしょうからもう仕方ないですが、一応慎重によるしくお願いしておきます。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第43号、

平成29年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、住民福祉課に関連する付託案件については、審議を終了しました。お疲れでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました案件について審議を行います。

健康推進課関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言する前に所属と名前を言って発言してください。また、予算書のページの順を追って説明をしてください。なお、決算書の説明においては、事業費100万円以上、不用額20万円以上のもの、ただし特に説明が必要と思われる事業等について説明を求めます。

それでは、健康推進課の一般会計のほうから説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

うちですけれども、先ほど委員長が言われました事業費100万円以上と書いてありますけれども、かなりうちのほうはいろんな形で事業がありますので、必要な分だけという形で、各担当係長から報告ということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○健康推進課長（阿南一也君） お願いします。

歳入歳出一般会計のほうを係長から説明させていただきます。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

要するに健康推進課の分については、歳入については恐らく国庫補助であったり、県支出金であったりすると思います。歳入のほうはいいから、歳出のほうで一般会計のほう、特に説明が必要なところをわかるように説明してください。歳出のほうで。よろしくをお願いします。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長 阿南です。

それでは、今のところでよろしいでしょうか。

○委員長（立山広滋君） よかですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） お願いします。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

ページ数が96ページ、97ページを御覧ください。歳出の民生費、1項、4目老人福祉費になります。その19節負担金補助及び交付金のほうで2,252万6,710円歳出しております。この中の主なものは、湯の里荘の負担金でございます。今回は熊本地震の影響で、湯の里荘の休止に伴いまして負担額が本年度は前年度比に比べると1,000万円ぐらい大きくなっております。

続きまして、その下の20節の扶助費でございます。こちらは歳出済額が4,048万1,232円ということで、こちらは養護老人ホームに入所されている方の措置費となっております。

続きまして、5目介護保険事業費の28節繰越金でございます。こちらのほうは1億4,372万3,759円を介護保険特別会計のほうに繰り出してしております。これは、また詳細のほうは介護特会のほうで御説明したいと思います。

以上です。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。国民健康保険に係る歳出の説明をさせていただきます。

予算書、歳出96、97ページをお開きください。国民健康保険の関係では、6目老人保健事業費と7目後期高齢者医療事業費と、次のページに移りまして8目国民健康保険事業費が国保の一般会計歳出項目となっております。不用額で見ますと7目の後期高齢者資料事業費のほうに188万3,895円の不用額が発生しておりますが、こちらは後期高齢者医療に係る後期高齢医療連合会に支払いをする療養費関係の年度末に確定します、金額が確定します、その分の一般会計への繰戻金となっております。後期高齢特別会計からの差戻し金となっております。ですので、不用額という形で発生しております。

次のページの8目国民健康保険事業費の中では、職員給与関係と、あと28節の繰出金、こちらが国保特会への一般会計からの28年度の繰り出し額となっております。

国保関係につきましては、以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

110ページ、お願いします。健康推進係の主な事業について説明いたします。110ページから衛生費について記載してあります。1目の保健衛生総務費、それから112ページ、2目の予防費、ここで13節委託料として1,565万円の支出済額を出しております。これは予防接種に係る費用となっております。

それから、3目、健康増進費の13節委託料682万9,952円支出済しておりますが、これはがん検診に係る費用となっております。

続きまして、114ページ、5目、母子保健費、13節委託料です。959万4,360円の支出となっています。これは妊婦健診、それから子ども医療費に係る費用が主なものです。不用額が111万9,640円となっていますが、妊婦健診のほうで2カ月遅れで県医師会のほうから請求が上がってきております、見通しが付かないため不用額となっております。

それから、20節、扶助費に935万3,356円支出しております。これは、子ども医療費で一旦支払った後に払い出しをするものです。不用額が96万1,644円発生しておりますが、これも請求に見通しが立たないため不用額として計上しております。

以上、健康推進係です。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長 阿南です。

以上が歳入歳出一般会計の分についての報告となります。

○委員長（立山広滋君） ただいま一般会計の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認めます。

続きまして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

まず、高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、担当係長より説明させます。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。

178ページをお開きください。平成28年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算書です。その中のまず187ページをお開きください。歳入総額12億9,118万9,499円、歳出総額12億2,032万8,123円、歳入歳出差引残額7,086万1,376円、翌年度繰越額が同額という決算となっております。

その内訳につきまして、御説明をさせていただきます。190ページからお開きください。歳入歳出決算書事項別明細書となっております。

歳入につきまして、まず1款国民健康保険税です。こちらの徴収率のほうからまず説明させていただきます。現年度分の徴収率が平成28年度が95.1%となりました。過年度滞納分の収納率が20.67%という実績が出ています。こちら

に記載してありますように、滞納額と滞納者数が備考欄に記載してありますので、御確認をお願いいたします。

1 款につきましては、以上です。

その他の歳入、款につきましては、ほぼ予算どおりの歳入実績が決算となっております。

一つ説明させていただきますが、201 ページ、202 ページをお開きください。4 項、雑入の1 目、一般被保険者第三者納付金に収入未済額が139 万7,000 円発生しております。これは、過去の第三者行為によります未徴収分、まだ支払いが終わっていない分が2 名おられます。その合計額が139 万7,000 円となっております。こちらは、29 年度に繰り越しまして、今後も第三者納付金の徴収を進めてまいります。

次のページを御覧ください。203 ページ、204 ページ、6 目弁償金です。こちら平成28 年度末現在で収入未済額9,276 万6,083 円となっております。こちらは、職員の不祥事によります横領金の弁償額の残高となっております。ちなみに平成28 年度は3 万5,700 円が入金されました。

歳入につきましては、以上になります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。次のページ、205 ページ以降になります。205 ページ、206 ページ、総務費、1 款、総務費につきまして20 万円以上の不用額は発生しておりません。

次のページに移りまして、2 款、保険給付費、こちらも20 万円以上の不用額は発生しておりません。

次のページも同じく2 款の保険給付費の続きとなっておりますが、不用額は発生しておりません。

その次のページ、211、212 ページも同様です。

その次の213、214 ページの備考欄に予備費の充用が記載してございます。こちらが、まず上の19 負担金補助及び交付金、これは2 目の老人保険事務費拠出金に対する4,000 円の予備費充用を行っております。こちら、当初予算1,000 円で組まれておりましたが、支払い金額4,391 円という金額が提示されまして、その当時1,000 円という予算しかございませんでした。補正を組むという時間的猶予がその当時ございませんで、4 月請求に対し5 月払いということで、予備費の充用で対応させていただいたところです。もう一つ、予備費充用がございました。5 款の介護納付金です。19 負担金補助及び交付金、1,000 円の充用となっております。こちらは、年度末です、平成29 年3 月に支払いをするにあたり、何百円かの不足を生じたので、3 月ということで補正予算を組む



ことができずに1,000円の充用を行っております。

充用については、以上です。国民健康保険歳出につきましては、その他項目、款につきましても20万円以上の不用額は発生しておりません。

以上になります。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

ただいま国民健康保険の決算の報告がありました。

続けて、後期高齢者医療特別会計につきまして、担当係長より御説明させていただきます。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。

222ページをお開きください。高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書です。

227ページを御覧ください。歳入金額9,384万9,492円に対しまして歳出総額9,019万3,338円、歳入歳出差引残額365万6,154円、翌年度繰越額同額という決算になっております。

決算の内訳につきまして、御説明させていただきます。230ページ以降を御覧ください。後期高齢者特別会計につきましては、歳入予算の中で収入未済額はございません。一つ、1款の後期高齢者医療保険料の中で、収入未済額にマイナスが発生しておりますが、こちらは還付がまだ済んでない額になります。年度末時点で還付が決定はしているものの、まだ払い戻しが完了していない金額になります。備考に書いてありますとおりの人数と金額になっております。

また、滞納につきまして、2目の1節、2節、現年度分滞納繰越分の普通徴収保険料、これは納付書で支払うほうの保険料の滞納が決算時点で現年度分が6名、4万3,400円、滞納分が1名3,500円発生しております。この滞納については、現時点で解消しておりますので、今は、現時点では0となっております。

歳入の主なものにつきましては、以上です。

続きまして、歳出に移らせていただきます。237ページ、238ページを御覧ください。ここからが歳出となっております。

後期高齢者医療特別会計におきましては、歳出について20万円以上の不用額は発生しておりません。また、事業内容につきましても、後期高齢者医療に関する事業ということで、決まった内容の事業を予算どおりに実施をいたしております。

以上になります。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長 阿南です。

ただいま後期高齢者医療について説明させていただきました。

続きまして、高森町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算について説明させていただきます。

まず、担当係長が説明する前に、私のほうから一つ説明させていただきます。この決算書の264ページになります。歳入の8の諸収入で3の雑入の2目の返納金ですね、2節の滞納繰越金ということで91万8,546円を不能欠損しております。これは皆様御存じのように、裁判で和解になりましたので115万円入金された残りの残額ですね、91万8,546円を不能欠損ということで落としております。

以上、報告させていただきます。

また、併せてほかの決算については、担当係長より説明させていただきます。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

251ページを御覧ください。介護保険特別会計の28年度の歳入が9億4,137万190円、歳出が9億2,214万3,866円、歳入歳出差引残額が1,922万8,324円、翌年度へ繰越額が同額となっております。

続きまして、詳細について説明をしていきたいと思いますが、先にお配りしました別冊の歳入歳出決算説明資料にて説明をさせていただきたいと思います。一応こちらのほうは、まだ事業別に分けて記載をしてあります。

まず、1ページめくっていただきました1番で介護給付費ということで、総額が8億5,811万2,000円というふうになっております。この総額には、一番下の損害賠償金、和解金で115万円入ってきている分を差し引いた額になっております。給付費につきましては、この在宅医療の割合が決まっております、右側の歳入のほうで色を付けてありますが、国・県・町が給付費の50%を賄いなさいということになっております。残りの50%は、まず第2号被保険者の保険料分、これは40歳から64歳の方を含む、こちらのほうには、保険料は徴収しまして、基金のほうから入ってくるようになっております。それと残りの24%が65歳以上の方の介護被保険者の保険料となっております。今回、歳出が確定したことに伴いまして、歳入の決算額、要は必要額が国・県・町はそれぞれこのようになっておりまして、真ん中に実際、28年度中に入ってきた金額があります。これを差し引きますと、本年度、29年度で精算する額を一番右側に計上しております。それで、一番下の65歳は、第1号被保険者の保険料の実際の収入額のほうはちょっとここではお伝えしておりませんが、これは2枚目のほうで、また後で説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、次のページのほうが②で地域支援事業ということで、地域支援事業の総額が2,060万1,000円というふうになっております。こちらは介護

予防事業と包括的支援事業の2つに分かれておりまして、介護予防事業は672万5,000円、包括的支援事業のほうは1,387万6,000円となっております。この地域支援事業につきましても、財源のほうは決められておりまして、国・県・町で50%、残りが保険料ということで、給付費と同じ割合になっております。社会保険支払基金から来ている分につきましては、歳入に基づいて決算が決まりますので、実際の収入額から差し引いた残りが29年度で精算をするというふうになっております。その下に第1号保険者の保険料ということで、ここでまず必要保険料、実際、この地域支援事業と1ページ目の給付費というのは、この枠内で事業をなささいということで、実際保険料で必要なのは1億4,910万3,000円となっておりますが、実際28年度で収納しております保険料というのが1億4,527万2,000円ということで、差し引きますと383万1,000円不足となっておりますが、さらにこの28年度に収納した保険料の中には死亡者とか還付がまだ済んでいないというのが下に書いてあります129万9,000円ございますので、実際の不足額としては約500万円ぐらい保険料が不足しているというような状況になってきます。

それで、3番目の事務費につきましては、もうこれは町の繰り出しが100%ということになっておりますので、歳出が821万7,000円に対しまして実際の繰り入れた額が827万6,000円ということで、29年度の精算で5万9,000円上げております。この29年度の精算の分は、また後からですね、今回の9月補正でまた計上した額になっております。

その下の④その他ですが、その他で28年度、介護特別会計から支払った分というものが平成27年度のこの介護給付とか、地域支援事業とかの精算金ということで、国・県基金に支払う分として1,905万2,000円、その下が、これ28年度になっていきますが、すみません、27年ですね、町の一般会計に戻す分というのが1,156万7,000円、それとその下が第1号被保険者保険料の還付金ということで、28年度に還付した分が203万円、それとあとケアプラン作成委託料ということで、これはケアプランの作成を町内の居宅支援事業所等に委託した分の委託料が141万6,000円というふうになっております。右側にいきまして、28年度のその他の歳入なんです、真ん中にあります繰越金というのが、これは27年度の決算に基づいて繰り越した分が2,460万円ありますが、基本的にはこの2,460万円です。さっきの歳出のほうの27年度の精算金とかを返さないといけないんですが、精算金を見ていただきますと1,900万円と1,100万円ということで約3,000万円ということで繰越金が足りてないような状況になっております。そういうことで、保険料の不足とか、前年度から足りて

ない分というのが発生して、ちょっと今回賄いきれないというような状況でしたので、今年度は財政補てん繰入金ということで一般会計から2,028万3,000円を繰り入れております。

簡単ですが、この説明資料で一応説明は終わらせていただきます。

それで、戻っていただきまして256ページですね、介護保険料の大規模保険者の保険料について、現年の調停額が1億4,480万7,070円に対しまして、収入済額が1億4,527万1,980円ということで、先ほど言いましたが、死亡者とかそういう方の分がありますので、収入未済額ではマイナスとなっておりますが、実際は未済額129万9,220円を引いた残りが未済額で83万4,514円、こちらが未済額になってきます。

それから、その下の滞納繰越分につきましては、調停額581万8,567円に対しまして収入済額が75万2,060円ということで、収入未済額506万6,207円というふうになっております。

あと、その他ですね、一応こちらの決算、別資料で説明したとおりでございますが、歳出のほうで268ページを御覧になってください。こちらのほうで、2款保険給付費、1項、1目の19節負担金補助及び交付金のほうが予算現額7億6,923万円に対しまして支出済額7億5,806万8,615円ということで、不用額が1,116万1,385円というふうになっています。こちらのほうにつきましては、この介護サービス費につきましては月々の支払いが大体6,000万円以上というちょっと高額でございますが、補正予算を立てるときに、このままいけばこのぐらいという見込みを立てておりましたが、実際は後半のほうがちよっと落ちてきたということで不用額が大きくなってしまっております。

あと、そのほか、高額介護サービス費とかを不用額が100万円を超える分についてがありますが、こちらも同じような内容で不用額が出ているような状況でございます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

介護保険につきましては、サービス利用等で若干金額が太うございまして、不用額が1項目、20万円が残っておりますけれども、やはり制度を運営していく部分についてはやむを得ない部分がありますので、御理解いただきたいと思っております。

以上で、各会計報告、決算説明を終わらせていただきます。

○委員長（立山広滋君） ただいま4会計について御説明がございましたけれども、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（興柁壽一君） ちょっと小さいことばってん、さっき介護保険の資料の中で、

19年の繰越金、1,922万7,000円で書いとかにやいかんとかな。どぎゃん。

もう1点。202ページ、ちょっと監査している時点でちょっと私気づきませんでしたのでお尋ねしたいと思います。202ページの第三者行為の関係。収入未済額の139万7,000円ということで、2名分ということで、これがまず現年分のかな、28年度分かどうかと、まずそれと、回収見込み、それから第三者納付として受け付ける場合、確約、何ていうかな、そういうのをどういう状態で受付されているのかをちょっと。それと、今度の補正のほうでも何か、そのように強化関係で何か予算が組んであるようですけども、ちょっとそのあたりを説明お願いしたいと思います。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険 津留です。ただいまの御質問に御回答させていただきます。

第三者納付金の収入未済額が139万7,000円、2名というふうに御説明申し上げました。まず、1名の方が、これは26万円、もう1名の方が113万7,000円、2名の方の合計額の額となっております。具体的に申しますと、この2名の方がいずれも過去に第三者行為による交通事故によりまして、加害者側です、加害者側でその医療費を負担するという制度になっておりますので、その分が1名の方は26万円、もう1名の方は113万7,000円、28年度末現在でまだ残っているという内訳になります。この方たちにつきましては、1人の方は国保連合会を通しまして毎日定期的な入金がなされております。もう1名の方は、高いほうの方です、高いほうの方は国保連合会のほうから、当初は国保連合会がその徴収事務も委託しておりましたが、なかなか入金が難しいということで、町が現在、国保が直接でその方と交渉しまして、毎年入金を求めているところです。いずれもわずかではありますが、毎年度入金があっております。

今後の見通しにつきましては、1人の方、26万円のほうの方は国保連合会が定期的に入金をしていただいておりますので、ゆくゆくは終わるものと思います。もう1名の方は、実は10年ぐらいになります。なので、ちょっと厳しいのかなというような感触も持っておりますが、国保担当としましては積極的に交渉をしまして少しでも思っております。

もう一つの質問で、第三者行為に関する誓約というようなことですが、交通事故を起こしますと、まず被害者の方も加害者の方も病院にかかった場合に、本来は医療保険は使えないというような話もありますが、国保を利用して診療を受けることはできます。その場合に、一時的に国保のほうから肩代わりをしているということになりますので、その分を治療完了後に第三者行為納付金ということで

請求をしているところであります。その一連の事務を高森町では国保連合会に委託をしております。その委託の中で、まず加害者側のほうからの提出書類の中に誓約書的なものがございまして、それに基づいて、その提出がないと国保連合会も事業の受託をしてもらえませんので、それは必須書類となっております。必ずそれはいただいております。なので、その段階では間違いなく支払うというようなことで事業は行っております。

もう一つの補正の件につきましては、後ほど補正のほうで御説明させていただきます。

以上になります。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

第三者行為で加害者のほうから誓約書をいただいているということですが、初日の中でも滞納についてはかなりの質問がありましたけれども、この誓約書でその時効の中断になるのかどうかですね、その点はどうなのかなど。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。

時効の成立につきましては、今現在、毎年わずかながらも入金があっております。国保税などの時効成立5年という考え方に基きますと、本人が毎年支払いをしている時点において時効成立の解消要件になっておると思います。ですので、入金がもし今後なくなってしまって5年間経過してしまうと、時効成立というような形になってしまうかと思います。なので、それを防ぐように努力してまいります。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

よろしくお願ひします。監査の中でも書いてあったように、相手からの確約書ね、残高確認とか、そういうものの徴収を必ずお願ひをしておいていただきたいと思ひます。

以上です。

○健康推進課長（阿南一也君） 今、係長が答えていましたように、毎年納付がある限りについては、自分が意識がありますので返さないといけないという認識がありますので時効にはならないと思ひます。先ほど、監査委員が言われましたように、納めるとなったら分納誓約書なり、また意思確認を取ってそういう形で時効にならないような事務手続きはしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（佐伯金也君） 今、興柁委員が言われた第三者行為なんですけれども、通常はあれは保険会社がたしか保障かなにかするんじゃないかと思うたい。自

賠償関係で。通常、当事者が誓約書、書くというよりも、保険会社がそれを使わせてくださいという形の私はその誓約書じゃなかったかなと思うとたいね。通常は、その被保険者が保険にかたつとるわけね、車自賠責、任意保険にかかつとるわけたい。結果、第三者行為というのは、交通事故なんだけれども、交通事故なんていうのは、医療点数が10点か20点かの違いであって、その10点オーバーした分については、要するに医者を取り分である、だけん何も根拠はない、本来は。だから、その保険屋さんが保険診療費が安く済むように保険のほうから出す、共済金が安く済むように国保会計、国民健康保険にかたつとるところは国保会計の、社会保険のところは社会保険のほうにそういうふうな形の誓約書を書いて、要するにその分については払いますよと、保険屋のほうからというふうな支払い保証がないことには、その誓約書は成立せんと思うとたいね。当事者が出したっちゃ、何もそれは信憑性というか、それはないような気がすつとたいね。だから、特に加害者の場合は、なかなか出てこんけん、保険がね、自賠責対象じゃなかったろう、たしか。だけん、やっぱりそういう誓約書というのが当事者からだもんだから、そういうときにやっぱり自賠責、必ず車の事故については自賠責入つとるわけだけん、自賠責保険の保険会社のほうを經由して誓約書を取るようにせんと、個人からだったら、おそらく取んごとなるような気がするんだけど。その点、規則というののはどがんふうになつとると。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。ただいまの内容につきまして、補足で説明させていただきます。

書類の中に、保険会社からの、今言われたような書類も含まれております。保険会社を通しまして書類が出てくるのがほとんどです。当事者たちの書類もあります。保険会社からの書類もあります。今言われたような保険会社から必ずお支払いをしますというようなことは、保険会社から出てくる書類の中にたしか記載があったというふうに思っております。最終的にその第三者行為による求償事務、お金のやりとりの事務を請け負うのが、先ほども説明した国保連合会に委託しておりますので、連合会のほうとしてそういった書類の不備があった場合は受け付けないというような体制が取られていますので、私たちの事務としては、所定の様式の書類を一式本人と保険会社からもらいまして、連合会に依頼するという形を取っておりますので、その段階で受理された時点で問題ないんだなという認識でやっております。

以上になります。

○委員（佐伯金也君） ですからね、要するに保険会社というのはいろんなお客さんがいらっしゃって、個人的に考えれば、もうそういうのを第三者行為で役場に保

険使わせてください、健康保険診療させてくださいって頼む機会というのは一生のうち個人で言えば1回ぐらいしかないと思います。ただ保険会社は、顧客によっては要するに自賠責保険というのは、保険者は、要するに被保険者の事故はその人だけでいっぱいお客さんいらっしゃるわけだから、そういう形で各自治体あたりに誓約書出す機会が多いと思うとたいね。だから、こういう対応があつとる保険団体に対しては、これが消化しないことには新規にあなたのところの第三者行為に対しての国民健康保険使用については許可できませんよという話をもっていかんと、保険会社はそのままとして、また新規の保険診療が出たけんという形で、誓約書、書きさかすりゃ医療点数自体は10点で、国民健康保険で見られるけんいいよという形で安易にされたんじゃないね、役場側が大変でしょう。だから、保険屋さんに対して、誓約書入れとくならばちゃんとこれ消化しなさいと。でないと、次の第三者行為について、お宅から出てくるときには、お宅の場合は受理できないと、前のやつが残つとるという話でやっていかんと、ちょっと無理があるんじゃないかなと思います。個人に請求しても、そら無理ですよ、恐らく。それはそれこそ不能欠損になる、個人だったら。だけん、やっぱり保険がよ。

○委員（興柊壽一君） 保険以上の治療費がかかっっちゃろう、113万円で。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。

ちょっと説明が不足しておりました。一つの、26万円の方については、これが犬です。犬がかみついた事故です。これが無保険、自賠責等、そういう保険会社に関われないので、この件については個人払いになっております。

もう一つの113万7,000円のほうが、自賠責保険の金額以上の治療費がかかっていましたので、保険会社の賠償額以上の分の請求という形なので、残ってしまっています。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

そういう場合は、興柊さんも共済しとったけんね、農協で事故処理しよったけんね、大体医療見込みというのはわかるんよ、本来。要するに治療が何カ月とかいうじゃんね、あれね、という形でやって、病院と大体話してするから、大体何カ月かかって、どのくらいかかるってわかる。だけん、自賠責の範囲は自賠責の範囲内、要するに治療に要する金額とそこは違うけん、それもわかるわけ。その人が任意保険に入っておれば任意保険で、当初条件で出せばいいわけで、恐らく未加入だったんだらうと思うんだけど、しかしながらそれに誓約書、書くときに保険屋がしたのであれば、そこまでは保険屋の仕事でしてもらわんと。

○委員（本田生一君） 本田です。



この交通事故のこの保険の件については、今、係長から、もう満額超した金額がこれになつると言ったじゃない。それは、任意保険にかたつたらんなら、それはもう個人の負担になるとじゃないとね。なるど。私はそやん認識しとる。それは、それで個人が払わなん。保険屋は払わん、そやん話はね。

○委員（佐伯金也君） 払わんけども、俺と興柵さんは保険しよったけん、事故処理ば。だけん、そのとき誓約書をもらうときに、事故の度合いたい、要するに障害の度合いよね。

○委員（興柵壽一君） オーバーするということが目の前でわかつたら、そらもう保険をバツにしとらんと返す見込みはないということ。受け付けるの段階でね。自賠の範囲内で治療見込みができたら、そら受け付けてそれで保険会社が介入すれば0になるけんね。けども、個人負担が必ず出るような分があるようなときには、健康保険にせざるを得ないということ。

○委員（佐伯金也君） 特に加害者側だろう、その人は。被害者側ならね、そらどうにかこうにかなるんよ。だから、やっぱりそこあたりは十分しとかんと、保険屋は自分たちの負担を減らそうと思って持ってくるわけなんだから、本来20点の医療点数のやつを10点にしてもらおうと思ってするだけけん。これ、役場のほうが結果的には、これはちょっとやられましたなという感じだろうと思いますよ。だけん、今後については、そこあたりをやっぱり相手の傷の度合いとか、誓約書をつくらせてこられる場合の傷の度合いとかですね。

○委員（興柵壽一君） 10年前だもんね。

○委員（佐伯金也君） というのを十分チェックした上でしとかんと。だけん、一応そういうところでよろしく願いしておきます。

それと課長さん、当日に芹口議員のほうから質問があったこと、いろいろとね。あれについても、ちゃんと説明できる場所はしとかんと、僕たちが何もしてなかったじゃ済まないと。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

はい。不能欠損のことだと思います。ですね、不能欠損の内容につきましては、担当係長のほうから申し上げますけれども、私が説明したときにですね、一つの言葉として、平成30年からの国保制度改正に伴い、保険者努力制度の一環として、その徴収率を上げるための、不能欠損を行わないということをして・・・と思いますが、ちょっと言葉がふさわしくなくて、そのためじゃなくて、当然すべきだった最後の不能欠損を行ったということで訂正させていただきたいと思います。また、その27年、28年度の不能欠損の状況の内容については、担当の係長のほうから説明させていただきます。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。

平成28年度決算の中で、1款、国民健康保険税で不能欠損額を216万6,000円計上しております。決算されております。その内訳につきまして、平成28年中に23件の不能欠損を行っております。この23件については、いずれも今現在亡くなられた方とか、町外へ転出してしまっ行って方知れずの方など、あと執行停止処分を受けた方もおられます。そういった方のみを対象として、不能欠損を行っております。ですので、今回、今年度行いました不能欠損処理につきましては、通常のそういった不能欠損をするための条件を満たしたもののみを不能欠損いたしております。実際に不能欠損の対象となる5年時効成立だとか、そういった方たちを含めると、もう何千万円という金額になります。しかし、税の公平公正性を保つためには、それなりの理由といたしますか、説明責任がないとできませんので、今回行った分は、そういった説明して納得いただけるような部分のみを不能欠損したところでございます。

不能欠損につきましての説明は、以上になります。

○委員長（立山広滋君） ほか、なかですか。

○委員（本田生一君） 8番、本田ですが、今、係長から不能欠損についての説明がありましたけれども、今の説明によりますと、これはもう誰が聞いても仕方のないことで、もう取れんもんね。そういう人に限ったの欠損だと思いますので、ほかの分からもいろいろ努力してね、そらもう集めれるように、取るようにせにゃいかんとぼってんがたい、今の話聞いとると、もう仕方のないことだなと思ひます。なるべくならそういうことがないようにせにゃいかんとぼってんが、難しいなと思ひます。

○委員長（立山広滋君） ほか、なかですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認めます。

健康推進課所管の4会計について、採決します。認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

それでは、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

それでは、ページに従って、担当係長より御説明させていただきます。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

ページが6ページを御覧ください。まず、歳入です。14款国庫支出金、2項、3目、6節の地域介護福祉空間整備推進交付金ということで504万6,000円を計上しております。こちらは、町内にあります介護の施設であそ和楽、喜楽さんのところがスプリンクラーの設置してを今してないということで、今までは消防法の中で施設の大きさ、規模によってスプリンクラーの設置義務がなかったのですが、こういう高齢者が集団で入るような施設については、設置が義務づけられまして、30年3月までに設置をなささいということで、今回その申請が上がってきましたので歳入のほうに計上しております。また、後ほど歳出のほうにも同額で計上をしています。

続きまして、9ページ、18款、繰入金、1項、2目、1節の特別会計繰入金で230万5,000円を計上しております。こちらは、先ほど決算のほうで説明をしましたが、28年度の町の負担分の決算で精算をした分をここで計上しております。

歳入については、以上です。

続きまして、歳出のほうに移りたいと思います。12ページを御覧ください。3款、民生費、1項、4目の19節、負担金補助及び交付金で504万6,000円計上しております。こちらは先ほど歳入のほうで説明しましたあそ和楽、喜楽スプリンクラー整備支援事業の交付金を計上しております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

13ページを御覧ください。4款、1項、5目の母子保健費、償還金として8万7,000円を計上しております。これは、未熟児医療に関する補助金ですが、28年度発生がありませんでしたので返還することとなっています。

以上です。

○委員長（立山広滋君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

和楽さんのスプリンクラーの設置補助事業、これは一応国の補助対象で出てくるんでしょうけれどもね、ほかにもあるんじゃない、こういうスプリンクラーが

付いてない施設というのは。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

あと町内にある施設としましては、梅香苑さんとか、ひめゆりさんとかがありますが、そちらのほうについては、もう早い段階で整備をさせておけるといことで、和楽さん、喜楽さんだけが付いてないというような状況でした。

○委員（佐伯金也君） で前、高校の寮やらでしよらすあがんとは該当せんわけ。

○介護保険係長（二子石 誠君） あそこは、すみません、ちょっと確認不足ですので、確認してみます。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

特別養護老人ホームあたりは、最初建てられるときからいろいろと事業を持ってこられて、されて、最初から設備投資されているんでしょうけどね、だからあるだろうとは思いました。和楽さんあたりについても、こやんして補助事業、なかったらそのままですね。最初からこういうふうな理由なんですわな。結果的には儲けたねって、補助事業があったけんね、という感覚なんですよ。さくらとかほかにもあるわけたいな、老人施設というのは、老人福祉施設はね。だけん、そこあたりの調査をちゃんとした後ね、それともその和楽のほうからの要請でそういう補助事業の申請をしたのね、どっちね。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

基本的には、あそ和楽さんというのが地域密着型で所管が町になりますので、町の指導が必要で、その他の介護施設につきましては、基本的には県が所管ですので、県からそういう未設置のところはしなさいという指導が入ると思います。

○委員（牛嶋津世志君） ちょっと補足で、多分さくら荘は元学生寮だから、基本的にスプリンクラーは設置してあった可能性が大きいと思う。建物自体が。そこあたりは建築的な問題だけん、あそこあたりもあるごたる理由にしとっとじゃないかなと思うけど、それは。

○委員（佐伯金也君） ただ見とかにやいかんよね、知っとかにやいかんよ、そういう施設は。だから、業者さんがしよんなさるけんという形で安易にしとくと、後でいろいろあったときがね、やっぱり町としても知らなかったじゃ通らないことだと思いますから、その辺をよろしく願いしておきます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） 係長のほうで、今、調べてとって、お願いします。

ほか、なかですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長（立山広滋君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第44号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。

- 健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、担当係長より説明させます。

- 国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。

高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。1ページ、議案第44号、補正第1号です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,754万4,000円を追加しまして、歳入歳出の総額予算それぞれ13億4,492万3,000円とする補正予算です。

補正の内訳につきまして、御説明させていただきます。

まず、歳入で6ページをお開きください。歳入4款、国庫支出金、国庫補助金の財政調整交付金です。その節で2節、特別調整交付金に510万1,000円を歳入補正予算計上いたしております。この内容としましては、保険事業です。国保ヘルスアップ事業という保健事業が平成29年度も該当するという県からのお示しがありましたので、当初予算では該当しないと思われていた事業ですが、このたび事業採択で補正が通りましたら、国庫補助として事業をすることができまので、今申請中の510万1,000円を申請したところでございます。

次の11款、繰越金の1項、2目、その他繰越金、1節、その他繰越金です。こちら3,244万3,000円となっておりますが、こちらは前年度予算からの繰越金をその他繰越金の歳入として計上をさせていただきました。

歳入につきましては、以上です。

続きまして、次のページの7ページをお開きください。歳出です。1款、総務費の1目、一般管理費、19節負担金補助及び交付金に2万円を補正計上させて

いただきました。これは、阿蘇郡国民健康保険連絡協議会の負担金として2万円を計上しております。これは、昨年度まで阿蘇郡の国保連絡協議会という組織に対しまして、県の国保連合会から助成金が交付されておりました。その交付金によりまして、運営協議会の運営がされておりましたが、29年度以降はその分が連合会から収入が廃止となりましたので、この協議会の運営にあたり、各構成市町村から、6カ町村ですが、それぞれ2万円ずつを負担しあいまして運営費用に充てるというような内容で話が進んでおります。各構成市町村におきまして、その予算計上を今行っているところでございます。なお、平成29年度は高森町がその幹事町村でございますので、そういった運営資金の管理なども行っております。

次の2目、連合会負担金、19節、負担金補助及び交付金です。4万1,000円を計上させていただきました。こちらは、国保連合会が今年度から新たに組みます第三者行為損害賠償求償事務の届出を推進するという業務を連合会が行います。それに係る費用を各市町村で分担するという内容になっておりますので、高森町の負担金として4万1,000円を計上させていただきました。主にそういった、先ほども出ましたが、第三者行為に係る書類をどういったものを出すとか、制度の内容のPRとか、そういったことを連合会が今年度から行うという内容となっております。

続きまして、7款、1項、特定健診審査等事業費です。1目、特定審査等事業費の中の12節役務費の25万円を計上させていただきました。これは、医療機関からの特定健診結果の情報提供料という名目で25万円を計上いたしております。これは、特定健診です。役場が毎年行っております住民健診、集団健診などで行っております40歳から75歳未満の方の特定健診の受診率向上のための一つの新たな取り組みとして、今回補正を計上させていただいたものです。今までは病院で受けましたという方に対して、病院で受けた結果がこちらの健康保険側にフィードバックとといいますか、検診結果の結果がわからないものですから、その分が特定健診の受診にはならないという状況でした。しかし、病院で受けたという方がおられますので、そういった受診結果をいただければ、その分も受診率の向上につながるという考えから、今回、実施を行いたいということで計上させていただいたところです。これは、歳入でも説明しましたが、国保ヘルスアップ事業の助成対象となっております。

次の14節、使用料及び賃借料に1万8,000円、関連がありますので次の18節、備品購入費33万4,000円も併せて説明させていただきます。これは、同じく国保ヘルスアップ事業の助成対象になります。前回の補正予算でも同様の

内容で計上がありました。保健師さんの訪問指導用にタブレット端末を3台、そのタブレット端末に導入する指導用のアプリ、ソフト、どこでもケアというソフトを3つ導入するための事業です。これは前回の補正で通りまして、もう既に導入がされております。保健師活動の中でとても便利だということで、今回補助対象にもなりましたので、保健師の数に対しまして端末が足りておりませんので、また3台改めて計上させていただいたものです。

続きまして、10款、諸支出金です。1目、一般被保険者保険税還付金に100万円計上しております。これは、保険税の還付金です。過年度還付金になります。現年度還付金ではなく、過年度分の還付金です。これは、保険が国民健康保険から社会保険に変わるという手続きを怠っている方がときどきおられたりします。そういう怠った期間が長い方になると、もう1年、2年遡って国保から社会保険に移ったりします。そうすると、その手続きしなかった間の保険税は実際には払わなくてよかったというお金です。そういった方がなぜか今年度は多く出ております。その関係で、当初50万円還付金を組んでおりましたが、現時点でもうほぼ90%以上使い切っております。そして、今、保留している同じような還付対象者も既に50万円分ぐらいの還付対象が発生しております。ですので、その分と、今年度必要と考えます分で、合わせて100万円追加で計上させていただいたものです。

同じく10款の3目、一般被保険者償還金です。577万1,000円計上しております。これは、昨年度の、平成28年度の療養給付費、医療費の負担金超過交付額の返還金です。これは、年度が終わりました、最終的に、今の時点で確定します、療養給付費がですね。概算でいただいているものですから、実績に応じて増えたり、減ったりした分を翌年度の会計で調整するという流れになっております。今回は、28年度は概算でもらった額よりも少なかったということで、医療費が見込みよりも少なかったということでの返還金です。同じく、4目、退職被保険者等の償還金です。こちらも今説明した内容と同じものです。退職被保険者の分になります。177万4,000円の返納額を計上させていただきました。

続きまして、8ページを御覧ください。10款の諸支出金です。7目、特定健康診査保健指導負担金返納金です。これは、こちらも26万2,000円計上をいたしております。内訳として、平成28年度特定健診保健指導国庫負担金返還金に13万1,000円、同じく13万1,000円ですが、こちらは県です。国庫負担と県負担の返納金になります。これも保険事業、28年度に実施しました健康診査、特定健診と保健指導の負担金、保健指導を行いますということでの国と県から負担金をいただいております。今回、28年度実績が出まして、当初申請

よりも実績が上がりませんでしたので、その分の返還金が発生しましたので、予算を計上させていただいたところです。

最後です。11款、予備費です。これは、前年度繰越金からただいまの歳出補正を差し引いたところの余剰金を2,807万4,000円計上をいたしましたところでございます。

国保特会の説明は以上になります。

○委員長（立山広滋君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

支出金の返還金、社会保険に変わった人は、保険証を返してくださいと社会保険事務所あたりから来ると思うんです。それを返さんで、二重払いでずっと払いよったわけ、社会保険と国保を払いよったから、戻さなんごとなつとるけど、おかしいことになつとるけども。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。

実際に二重払いの方もおられました。ですので、社会保険は給与天引きという形で引かれているので、本人としても二重払いという認識がない方もおられます。そういったことで、なかなか保険が変わったときに届出をしてくださいということを御存じない方も結構おられるみたいなので、そういった部分もこれから周知を徹底していこうと考えております。今年度は、なぜかそういった方が多数発生しまして、高額返還者もおられます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

訪問指導用のタブレット3台、それぞれこれ看護師さんたち、みんな手元に届いたと思います。これは、セキュリティのほうはどうなっているんでしょうか。個人情報だからね。

○健康推進係長（野中裕美子君） 個人情報が入っておりません。

○委員（佐伯金也君） 入っとらん。なら、健診結果を入れるわけじゃないわけ。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健診結果は、インターネットとか、外部とつながっていない機械に入っています。これは、保健指導用の教材で使っているものなので、個人情報は一切入れていません。

○委員（佐伯金也君） 教材で使う。

○健康推進係長（野中裕美子君） はい。

○委員（佐伯金也君） ということは、どういう指導をしているわけ。



- 健康推進係長（野中裕美子君） その指導のために。こういういろんなアプリがあるんですけども、その中の一つに教材、この中に体ノートだとか、私の健康記録だとか、あと糖尿病ノートだとか、そういう諸々の、私たちが指導する場合の教材が入っています。1冊だとこれくらいの厚さのものが9冊、それから動画として見られるものがまた2種類入っています。これを開けると、こうやって血管がどうして痛むか、それに血圧だとか、尿酸だとか、糖がどういうふうに関係しているから血管が痛むんですよ。あなたの検査値はこういうふうになっているので、それはデータは別にあるものを入れて、なっている、この血管を痛める原因になっていますというものを視覚的に対象者に見ていただいて、わかりやすく。
- 委員（本田生一君） 指導もしやすいし、指導されるほうもわかりやすい。
- 健康推進係長（野中裕美子君） そうです。のための教材を入れているものなので、個人情報はこちらには一切入っていません。
- 委員（佐伯金也君） わかるとなるなら健康なんだけど、わからんもんにならなくてわかるならと思って。
- 健康推進係長（野中裕美子君） 検査結果を見ても、高い、低いはわかっても、それが全体的に自分の体にどう影響しているかという総合的な関係というのがちょっとわかりにくいのかなと思いますので、そこら辺をこういう教材を使って説明して、今後どういう可能性がある、健康障害の可能性があるので、そうならないためにどうしましょうというような説明をしていくことになります。
- 委員（佐伯金也君） 保健指導はね、要はそれぞれの保健師さんたちが、僕の担当が野中さんで、生一ちゃんの担当が英里ちゃんだったとかといったときに、それぞれが専従で担当しとるなら、その指導者が持つとるタブレットの中にその人の健康状態が常に入っとれば、何かあったときなんかには指導ができるじゃない。要するに、学校の教師が持っているパソコンみたいな感じ。そのクラスの生徒の通知表とかあれが入っているのと一緒で、今回はそういうのも入れとって、情報的に持つとって、日ごろからそういう保健指導というのをしていくために使うのかなと思うとった。
- 健康推進係長（野中裕美子君） どうしても外部とつながるものだと、個人情報が入ってればどういう進入があつて漏れ出す可能性もないとも限らないので、それは分けています。そういう個人のデータというのは、別のノートパソコンに入れて持ち運びができるようにはなっています。
- 委員（佐伯金也君） 指導するときにこれを使う。それと併せて、あなたのはこうですと見せながらこうして、こうしてって。それもまた複雑のような気がするけ

ど、それはそれで、一応やってみなってよかろうばってんが。

○健康推進係長（野中裕美子君） とてもこの教材があることでわかりやすくなっていると思うし、それを持ち運ぶとなると9冊分のこれぐらいの厚さの分を持ち運ぶというのはとても不効率なので、大変助かっています。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

提案の説明のときにも説明がありました。繰入金といいますか、繰越金ですね、そのことについて御説明を申し上げます。

あのときも申し上げましたように、若干、28年度においては療養給付費がいつも6億円で推移したものが28年度は減額というか、地震の関係で減っております。その関係で、繰越金額が本年度はその予想しなかった分増えておりまして、先ほど係長が申しましたように、歳出に充てたあとの予備費に2,874万円ですね、予備費という形で予算を組んでしておりますが、指摘がありましたように、一般会計からこちらのほうに、特別会計のほうに繰り入れておりますので、予備費という形でもっているのは、本来おかしいという指摘も財政担当のほうから受けておりますので、財政担当と協議しながら、一応この予備費分については一度一般会計のほうにお返しするような形でやりたいと考えております。しかしながら、平成29年度においては、当然13億円そのときの予算においても13億円の中に入れた形で予算編成をするときに厳しい状況がありましたので、県の補助金の特別調整交付金を例年より多く、予算上で見ますと3,918万8,000円多くは見込んでおりますが、多分入ってこないの、また後日足らないようになるというのは私は想像しますが、一応財政の手続き上ということがありますのでこうさせていただければと思っております。

○委員（佐伯金也君） 僕の解釈は、この議会中言っているように、国保会計は連結で考えているんです。常に連結で。極力一般会計から繰り入れはあっているけれども、使わなくなりましたという形で決算とか何とかで、ほかの一般会計の予算のように不用になったからすぐ余ったから戻しますという形で、という解釈ではちょっと通らないような気がするんだよね、特別会計、この国保会計にしろ、すべて。だから、もし予備費を一般会計へ戻せというのであるならば、もう期日を決めて、要するに、なら1月の臨時議会のときに戻しますとか、12月の臨時議会で戻しますとか、でも12月じゃちょっと無理すると思うとたい、返したらば、まだいろんな事業確定しとらんけん。だけん、できれば1月の初議会のときにその補正で、その年、不用な分というか、使わなかった分についてはお返ししますよというような形であれば、それはそれで財政との折り合い付くとじゃない。戻

さんというわけじゃないわけだから。どがんね。

- 健康推進課長（阿南一也君） その方法については、こちらのほうで財政当局と話長、定例会。
- 委員（佐伯金也君） 1月にすつとだけん、臨時議会ば必ず、初議会ば開くとだけん。そのときに議案探すわけでしょうが。何が議案つくとだけん。そのときの議案の一つに、この一般会計繰り入れればすれば済むことたい。要するに、12月28日まで、それ以前にももう大体決まっとかにやそういうのはでけんばってね。でも、俺はそれでいいっちゃなかろうかと思う。
- 委員（興柁壽一君） 私もあまり詳しくはわかりませんが、予想で繰り入れをするわけですね、まずは。そのときの見積額というのは確定してないわけで、当然多く見積もったところで健康保険のほうに繰り入れてくると。当然、余った金額については、事務的な処理について余った分については、やっぱり一般会計に戻るのが正当ではないかというように自分的には思うばってんですね。芹口議員のほうに質問されたときに、何か要領あたりを見て、何か地方自治法第何条とか言われたと思うんですが、その事務処理について、本当の手続きをしなければならぬ、あるんじゃないですか。
- 健康推進課長（阿南一也君） はい、多分そうだと思います。ですので、今回は予備費で一時的には置いておりますけれども、基本的にその手続きでいけば同時というか、基本的には返してという形で、それがいつになるかというのは、また、できれば12月とか議会がありますので、その段階で一応お返しするような形で進めたいと思います。
- 委員（興柁壽一君） 今回、正当なことをやっとなんと、来年度においてもですよ、余ったけん、そのときに予備費に入れてもいいと、そういう事例になってしまうけんが、やっぱり正当な事務をしていくのが必要だろうと私は思います。
- 委員（佐伯金也君） 過去何十年でできるとかですね。そうなると、今までののが否定されてしまうけんね。私からしたら、そういう否定されたという解釈で、感覚でおると、何か俺がもやもやするとたいね。
- 健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。  
また、多分お返ししたところで、また年度末か何か一般財源からいただかなければいいし、のが予想はされます。一応、財政のあれからいけば、それは手続きとなっておりますので、それに従ったところで、その形で進めたいと思いますので。
- 委員（興柁壽一君） 金額の大小があるもんだけん、わずかだったら戻さんでいい気もするし、高額だったら戻さにかいかんどうし。

○委員（佐伯金也君） 人間は、明日のことがわからん、今日出て、昼からのことがわからんたい。そういう中の会計を管理しとるとだもんだから、そら、今日の午前中は何も問題なかった。昼から、いきなりうっ倒れてからたい、緊急手術で脳みそ打ち割らんにやんごとなったといったときにも、すぐ何百万円って違ってくるわけですよ、結局は。だからこそ、やっぱり予備費とか云々は、いちいち一般会計に、余ったけんという解釈、確かに法的にはそうかもしれんけれども、それは別の特会に言うことであって、こういうふうな人間の命に関わるような特別会計に対しては、やっぱりいろいろ緊急な場合、いろいろあったときに、やっぱり対応でき得る予備費というのは持つとく必要が僕はあると思うけん、だけん、12月に戻して、また次の1月の臨時議会のときに、正月に今度は生一議員が餅が喉につっかえてから当時の医療費が560万円でしたて、足りませんて言うてからまた一般会計から繰り入れせにやんごとなる。だけん、そういうことたい。だけん、予備費はあって悪いことは僕はないと思う、私としては。それについては、財政のほうと十分協議して、法律違反であれば是正をするべきであると思いますが、法律で違反だという規定がない以上は、やっぱり事務の利便上、やり方については考えてやっていただきたいと思います。

○委員長（立山広滋君） ほか、なかですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第44号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りします。あと2つ特会がありますけれども、どういたしましょうか。お昼からでもよかですか。

しばらく休憩します。1時から再開します。お願いします。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 本委員会に付託されました議案第45号、平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、審議いたします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、担当係長より説明を申し上げます。

○国民健康保険係長（津留大輔君） 国民健康保険係 津留です。

後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）の説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。歳入です。4款、1項、1目、繰越金に290万2,000円を計上しております。5款、5項、1目、雑入、1節、後期高齢者医療広域連合補助金に15万8,000円を計上いたしております。これは、熊本県後期高齢者医療長寿健康増進事業という事業を実施するための補助金です。歳入は以上です。

続きまして、次の7ページです。歳出です。3款、保険事業費、1項、1目、健康診査費に1節、報酬を15万1,000円、歯科医師報酬を計上しております。同じく9節、旅費に8,000円を歯科医師費用弁償として計上いたしております。これは、先ほど歳入で説明しました事業に対する事業費です。歯科医師の補修と費用弁償となっております。

続きまして、5款、予備費です。予備費として290万2,000円を繰越分のうちから予備費に充てております。

説明は以上になります。

○委員長（立山広滋君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第45、平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

続きまして、議案第46号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

それでは、説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課長の阿南です。

変わりました介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、担当係長より説明させていただきます。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

介護保険特別会計補正予算について、説明します。

6ページを御覧ください。まず、歳入でございます。5款、県支出金、1項、1目、介護保険給付金について80万2,000円計上しております。これは、先ほど決算のときに説明しました、平成28年度の介護保険給付費の県の交付金について追加の交付となりましたので計上しております。

続きまして、7款、繰越金、1項、1目、1節の保険給付費繰越金でございます。こちら先ほど説明しました決算の中で28年度の繰越金が確定したことに伴いまして、予算の増額をしております。

続きまして、8款、諸収入、3項、3目の雑入でございます。こちらのほうは273万円減額しておりますが、これはケアプラン作成料、28年までは高森町の地域包括支援センターが町直営で行って行っていたので、ケアプラン作成料について町の方に入ってきておりましたが、4月1日より委託となりまして、それでもう町を通さずに直接地域包括支援センターのほうにケアプラン料が入ることになりましたので減額しております。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出になります。1款、総務費の1項、1目の需用費及び役務費のほうで、印刷製本費で59万円、郵便料で6万6,000円を計上しております。これは今年度、来年度からの3年間の介護保険計画に伴いまして保険料の改定もございますので、保険料の改定したことのパンフレットとかですね、制度改正のお知らせのチラシとかをつくるために計上しております。

続きまして、5款、地域支援事業費、3項、3目の19節、負担金補助及び交付金で13万7,000円計上しております。これは、地域支援事業の中で医療と介護の連携推進事業というのがありますが、こちらは医療と連携をするためには阿蘇郡市医師会に事業を、阿蘇郡市が協議会をつくって委託をしております。その負担金が確定しましたので、13万7,000円を計上しております。

続きまして、7款、諸支出金、償還金でございます。これは、午前中説明した

決算の中で、28年度の給付費とか地域支援事業の交付金確定に伴います償還金ということで543万2,000円を計上しております。

その次の7款、諸支出金の3項、1目の他会計繰出金でございます。これも同じく28年度の介護給付費や地域支援事業の町分についてを一般会計へ繰り出す分で230万6,000円を計上しております。

続きまして、8ページですね、8款、予備費でございます。これは介護特別会計の歳入歳出の予算調整で749万2,000円を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第46、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これをもちまして、健康推進課関連の付託関係については、終了いたしました。お疲れでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 皆さん、こんにちは。それでは、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

教育委員会関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言する前に所属と名前を言って発言してください。また、予算書のページの順を追って説明をしてください。なお、決算書の説明においては、事業費100万円以上、不用額20万円以上のもの、ただし特に説明が必要と思われる事業について説明を求めます。

それでは、教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（東 幸祐君） 事務局長の東でございます。今日はお世話になります。

それでは、一般会計の歳入歳出決算の説明を行います。順を追って、係ごとに、まず学校教育係から順に説明いたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育係次長（後藤一寛君） 学校教育係次長兼学校教育係長の後藤でございます。

それでは、私のほうから説明をしていきたいと思っております。

まず、お手元の資料の29ページをお開きいただけますか。下の段に教育費の負担金がございます。これにつきましては、昨年地震の後に高校の通学支援金ということで運行させていただきました分の負担金でございます。これは、最終的には高森がいち早く取りかかりまして、運行し始めたんですが、最終的には県が2分の1、南阿蘇と高森で2分の1ずつですので、4分の1という形になります。これにつきましては、南阿蘇分の負担金がここに入ってきておるものでございます。

続きまして、37ページをお開き願います。上から2段目になります。教育費の災害復旧費国庫負担金になります。これは、その地震によりまして高森中学校体育館と中央小学校の体育館が被災をしております。それに伴います国庫負担金で、この時点での総額が昨年度1億1,082万3,000円でしたけれども、この時点で最終的には6,277万7,000円で決算をしております。残りにつきましては、次年度への繰り越しというふうになっております。

次の39ページをお願いいたします。39ページは、一番下でございます。教育委員会の国庫補助金でございます。これは、僻地児童生徒の9万5,000円の補助金でございます。

続きまして、41ページをお開きいただけますか。中程以下に教育費の委託金がございます。その中にコミュニティスクールの推進事業費とICTの実証事業の委託金がございます。これが130万9,573円と643万1,004円がその事業費になります。

49ページをお開きいただけますか。49ページの下から2段目になります。これが先ほど申しました高校の通学支援の県からの補助金になります。593万3,225円になります。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。151ページをお開きいただけますか。151ページの需用費になります。これは、事務局費の需用費になります。これにつきましては、修繕料と消耗品という形になっております。昨年の場合、修繕料につきましては学校統合の関係で修繕料は何があるかわかりませんので落としができなかったということと、消耗品につきましては地震関係のその後の動きで、こ



れも様子見で落とすことは不可能だろうということで落としておりませんでした。それと、13節の委託料でございますけれども、この委託料の中にICTの支援員の委託料も入っております、その分の中途での交代によります過剰分をここでは落としてございませんでした。

続きまして、155ページをお開きいただけますか。上から3番目の12節の役務費になります。これは、外国語教育の拠点事業費になります。これは、子どもたちの英検の手数料を教育委員会のほうから支払っておりますので、その関係で受験者数が、1月末に最後に受験がありますので、その分で見込めなかったというところで残金が残っております。

それと、同じく155ページの熊本地震対策費の需用費になります。これにつきましては、これもこの地震に伴います修繕料を上げておりまして、この修繕料で落としてないということでございます。

157ページをお開きいただけますか。小学校費の学校管理費の需用費になりますけれども、これは教育委員会持ちの学校管理費は20万円以上の不用額は無いんですが、学校関係の分がここに重なってきておりまして、学校関係の分で書類が来てないということになります。

次の14節の使用料になりますけれども、これは校外学習のスクールバス代が入りますけれども、そのバス代が結局最終的まで落とされない、校外学習がどこで出てくるかというのがはっきりしませんので、そういうところで落としておりません。

19節の負担金になりますけれども、これにつきましては、学校助成金、一度出すんですが、各学校が年度末で返納してまいりますので、その返納によりまして14万8,000円というのが出てまいります。

続きまして、159ページをお願いいたします。これにつきましては、中学校費の学校管理費になります。これも11節が同様に中学校の光熱水費が残っております。それと、14節の使用料、これも先ほどと同様に校外学習のバスの使用料を残しております。

それと、173ページをお開きいただけますか。173ページに熊本地震の災害復旧費がございます。これの工事請負費が下から4番目にありますが、これが40万円残っておりますが、これにつきましては一応の契約は結んでおりますけれども、変更の可能性があるということで、最後までこれは落とさずにそのままやっております。

その工事関係、100万円以上の工事関係につきましては、昨年、災害復旧関係がございましたので、それに伴います分で説明をさせていただきたいと思っております。

中央小学校体育館の設計費として270万円、それと高森中学校の同じく設計費として378万円を計上しております、これを使っております。高森中央小学校につきましては、3月に竣工しておりますので、それまでに工事管理委託費としまして216万円を管理契約を結んでおりました設計会社に支払っております。それと工事費でございますけれども、工事費につきましては高森中学校体育館の工事費は9,288万円が総額でございますが、前金払いがこの4割になります。前金払いが4割になりますので、3,715万2,000円が支払われておりました、残りの額が次年度、29年度への繰り越しとなっております。高森中央小学校につきましては、3,558万6,000円が支払われております。

以上でございます。

○学校教育係長（住吉勝徳君） それでは、社会教育係の住吉です。よろしくお願ひします。

ページ、ちょっと戻っていただきまして、163ページをお開きください。一番上の報償費です。不用額が31万5,904円残っておりますが、これにつきましては・・子ども教室に係る指導者謝金について不用額が生じました。3月中旬までそろばん教室があるため金額が確定できず、今回不用額が生じました。

続きまして、165ページをお開きください。町民体育館等管理費の中で、11節の需用費です。これにつきましては、光熱費と修繕料等の不用額が生じております。

続きまして、167ページをお開きください。保健体育総務費の負担金補助及び交付金で520万円ほど不用額が生じておりますが、これにつきましては昨年熊本地震の影響で本来であれば熊本県民体育祭が阿蘇会場であるようになっておりました。それが地震の影響で中止になりまして、それに伴いまして不用額が生じました。金額の確定と入金等が遅れたため、この額の不用が生じております。

以上です。

○学校給食係長（中川雄一郎君） 学校給食係の中川です。よろしくお願ひします。

平成28年度決算説明の内容に関する不用額について御説明いたします。

補正予算時に不用額が出そうなものについては、あらかじめ減額しており、全項目節において20万円以上の不用額は発生しておりませんで、報告いたします。

続きまして、事業費につきましても100万円を超える事業はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

以上が学校給食係からの説明となります。

○委員長（立山広滋君） それぞれ説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認め、本案について採決します。認定第1、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを審議いたします。

教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（東 幸祐君） 事務局長の東でございます。

それでは、一般会計補正予算（第3号）について、それぞれ係より説明いたします。

○学校教育係長（住吉勝徳君） それでは、社会教育係の住吉です。よろしくお願ひします。

歳入のほうを説明したいと思います。歳入、9ページをお開きください。予算書9ページです。県支出金の教育費県補助金で、熊本地震復興基金交付金656万円を減額しております。これにつきましては、地域コミュニティ関係の減額となっております。詳細については、歳出で説明したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

歳入については、以上です。

続きまして、歳出を説明したいと思います。15ページをお開きください。一番下の8目教育費、熊本地震災害対策費の中で負担金補助及び交付金で、一番上の地域コミュニティ修復事業補助金につきましては、住民福祉課より説明があったとは思いますが、復興基金5割、宝くじ交付金5割となりまして、以前地域コミュニティで申請したやつをここで減額させていただいております。その下の文化財修復事業補助金の1,134万円につきましては、地域コミュニティで上げていたやつをこの文化財復旧事業交付金で充てさせていただいております。文化財関係の要綱が確定したために組み替えを行っております。なお、事業費の80%は特別交付税より措置をされまして、残りの20%のうち10%は復興基金からの補助、残り10%は宝くじ交付金を活用して事業を行います。なので、

地元負担金はありません。詳細については、補正予算概要書の7ページに施設名等が載っておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上です。

○学校教育係次長（後藤一寛君） 学校教育係 後藤でございます。

同じく15ページでございます。2目の事務局費になります。需用費の中の修繕料、これはスクールバスの修繕料がちょっと嵩みますので、今回において40万円を計上させていただいた次第でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○委員長（立山広滋君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

午前中の住民福祉課にも言っておきましたけれども、熊本地震関連事業の地域コミュニティ修復事業補助金、文化財修復事業補助金について、当初50%の補助事業、そして後でいろいろ努力をされて、もう結果的には全額補助という形になりました。一番最初、申し込みをされる方たちは、それなりに努力をされて申し込みをされております。ここにあるように、町指定の文化財ということです。今日、住民福祉課長には午前中言いましたけれども、あれは町指定の本来の文化財ではございません。門を広げるなら広げることと、やっぱり町内全域、それぞれコミュニティ的にもそういうふうな問題を抱えた場所があったし、地域もあったし、グループもあったと思うんです。ですから、やっぱりそこらあたりを不公平感がないように取り組んでいただかんと、もうこれは終わったことですから仕方ないんですが、あそこはよかったなという声が絶対上がります。それに対して、ちゃんとした答えを出せるように考えておいてください。これは、私たちも、文化財、いろいろ指定地域持っております。その人たちからの声だと思って聞いてってください。

以上です。

○委員長（立山広滋君） ほか、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第43、平成29年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育委員会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。  
お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、①社会福祉と健康に関する事項、②健康保険税に関する事項、③保育園に関する事項、④学校教育及び社会教育の振興に関する事項、以上、4項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、文教厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時00分

平成 29 年第 3 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 29 年 9 月 12 日

高 森 町 議 会

# 平成29年第3回定例会建設経済常任委員会記録

平成29年9月12日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） おはようございます。

定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

まず、建設課関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言って発言してください。また、説明はページの順を追って説明をしてください。なお、決算書の説明においては、事業費100万円以上、不用額20万円以上のものといたします。ただし、特に説明が必要と思われる事業については、説明を求めます。

それでは、まず一般会計の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○建設課長（沼田勝之君） おはようございます。建設課長の沼田です。

28年度決算につきまして、担当係長から、今から順次御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係 土井谷です。おはようございます。

平成28年度高森町歳入歳出決算書の歳入の30、31ページをお開きください。

12款、分担金及び負担金、2項、負担金、10目、災害復旧費負担金、1節、農業災害復旧事業費負担金42万135円、収入済となっております。これは、農地等災害復旧事業の受益者7人による負担金です。

○建設課長補佐（野尻光也君） おはようございます。住宅の野尻です。

32、33ページをお開きください。使用料及び手数料、土木費の使用料です。住宅使用料現年分、収入済額4,286万780円に対しまして、収入未済額が204万1,170円、滞納22名となっております。住宅使用料の滞納繰越分です。85万3,660円の収入済額に対しまして、収入未済額が167万4,280円、滞納26名となっております。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係 土井谷です。

歳入の36、37ページをお開きください。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、10目、災害復旧費国庫負担金、1節、公共土木施設災害復旧費国庫負担金9,982万1,000円収入済となっております。これは、熊本地震と6月、7月、梅雨前線豪雨による河川6件、道路26件の災害復旧費国庫負担金です。

次に、繰越分、10目、災害復旧費国庫負担金、1節、公共土木施設災害復旧費国庫負担金531万7,000円収入済となっております。これは、平成27年度に被災した柳谷木郷線災害復旧工事の繰越分です。

○建設課長補佐（野尻光也君） 住宅 野尻です。

38、39ページをお開きください。国庫支出金の1節、環境衛生費補助金84万4,000円は、合併浄化槽の補助金となっております。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係 土井谷です。

同じく38、39ページをお開きください。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、7目、土木費国庫補助金、1節、土木社会資本整備総合交付金1億664万2,250円収入済となっております。これは、町道5路線の道路改良及び舗装整備工事と橋梁近接目視と橋梁詳細設計業務委託の社会資本整備総合交付金補助金です。

○建設課長補佐（野尻光也君） 野尻です。

2節の住宅社会資本整備総合交付金です。141万3,000円の収入となっております。これは、下町A団地の外壁塗装の交付金となっております。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係長 土井谷です。

同じく土木費国庫補助金、3節狭隘道路整備等促進事業費補助金604万8,000円収入済となっております。これは、須坂天神線測量設計業務委託の狭隘道路整備等促進事業補助金です。

次に、繰越分、7目、土木費国庫補助金、1節、土木社会資本整備総合交付金6,803万7,000円収入済となっております。これは、西原前原線、村山高尾野線、片山下山線の用地費及び補償費に対する社会資本整備総合交付金繰越分です。同じく土木費国庫補助金、3節、狭隘道路整備等促進事業費補助金820万円、収入済となっております。これは、村山旭通線道路改良工事の狭隘道路整備等促進事業補助金繰越分です。

○建設課長補佐（野尻光也君） 住宅 野尻です。

44、45ページをお願いします。県補助金、環境衛生費補助金190万8,000円、合併浄化槽の県の補助金となっております。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係 土井谷です。



歳入の50、51ページをお開きください。15款、県支出金、2項、県補助金、10目、災害復旧費県補助金、1節、農業災害復旧事業費補助金1,053万1,065円収入済となっております。これは、6、7月、梅雨前線豪雨による農地5件、農業用施設4件の農業災害復旧事業費補助金です。

○水道係長（白石孝二君） 水道係 白石です。

決算書の76、77ページをお開きください。17目、水資源対策費、19節、負担金補助及び交付金として181万円を交付しております。これは、町営以外の各集落の水道施設に交付するもので、主にポンプの修繕等の経費の約2分の1を補助金として交付しております。平成28年度は、色見のライオンズビレッジ下大堀組合、上老原共有水道管理組合、草部北部の小竹組合、同じく草部北部の中村水道組合に交付しております。28節、繰出金として3,390万3,073円を簡易水道事業特別会計に繰り出しております。これは、水道事業債の元金及び元利償還金の2分の1を繰り出しております。

○建設課長補佐（野尻光也君） 野尻です。

116、117ページをお願いいたします。歳出です。

衛生費の保健衛生費、合併処理費、負担金補助及び交付金といたしまして580万5,000円を支出しております。内訳は、5人槽が10基、7人槽が6基となっております。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係 土井谷です。

歳出の138、139ページをお開きください。7款、土木費、2項、道路橋梁費、1目、道路維持費、7節、賃金214万4,800円、14節、使用料及び賃借料414万1,880円、16節、原材料費181万7,075円、それぞれ支出しております。これらは、町道の維持作業や町道凍結時の融雪剤散布費用です。また、7節、賃金38万5,200円と14節、使用料及び賃借料35万8,120円の不用額については、年度末まで町道の維持作業が予想され、補正に間に合わなかったためのものであります。11節、需用費700万6,505円支出しております。これは、町道の修繕費や町道凍結に要する塩化カルシウム等の消耗品費です。また、98万4,495円の不用額についても、年度末まで町道の修繕作業が予想されたため、補正に間に合わなかったためのものであります。13節、委託料705万8,000円支出しております。また、1,438万2,000円、29年度へ繰り越しています。これは、町内の近接目視点検業務委託と町内橋梁の架け替え及び補修調査測量設計の2件分を繰り越しております。15節、工事請負費1,603万3,451円支出しております。また、907万円、29年度へ繰り越しています。町内3件の側溝改修工事は完了いたしました。神原橋橋梁補修工事

を繰り越しています。19節、負担金補助及び交付金693万5,460円支出しております。これは道路愛護事業の補助金になります。

歳出の140、141ページをお開きください。2目、道路新設改良費、13節、委託料1,308万4,200円支出しております。西原前原線移転補償調査と須坂天神線測量設計業務の委託費です。14節、使用料及び賃借料148万6,426円と、16節、原材料費159万585円それぞれ支出しております。これらは、町道新設改良工事の付帯工事費です。また、16節、原材料費48万5,415円の不用額については、年度末まで町道道路改良工事の付帯作業が予想され、補正に間に合わなかったためのものです。15節、工事請負費1億5,676万3,351円支出しております。また、1億3,342万6,000円、29年度へ繰り越しています。これは、西原前原線と片山下山線と下町昭和2号線、それぞれの工事を繰り越しています。19節、負担金補助及び交付金667万6,860円支出しております。これは、単県道路改良事業負担金と公共的施設整備事業補助金です。22節、補償補てん及び賠償金253万9,437円支出しております。これは、西原前原線道路整備に伴う移転補償費です。

次に、新設改良費繰越分です。12節、役務費824万6,291円支出しております。これは、村山高尾野線と片山下山線と西原前原線道路工事に伴う登記費用です。15節、工事請負費6,723万4,772円支出しております。これは、村山旭通線と村山高尾野線の道路改良工事です。17節、公有財産購入費3,482万5,980円支出しております。これは、村山高尾野線と片山下山線と西原前原線道路工事に伴う用地費です。22節、補償補てん及び賠償金3,658万7,860円支出しております。これは、村山高尾野線と片山下山線と西原前原線道路工事に伴う立木補償費です。また、それぞれの不用額は、繰越事業による減額補正ができませんでした。

続いて、3項、河川費、1目、河川総務費、19節、負担金補助及び交付金801万円支出しております。これは単県砂防事業負担金です。

#### ○建設課長補佐（野尻光也君） 野尻です。

142ページ、143ページをお願いします。土木費の住宅費、住宅管理費の中で、報酬124万6,200円を支出しております。11節、需用費613万443円、この内訳で主なものといたしましては、修繕料が396万7,000円ほど支出しております。続きまして、委託料373万9,608円、これは各団地の汚水処理を委託しております。

続きまして、144ページ、145ページをお願いします。15節の工事請負費513万円を支出しております。これは下町A団地の外壁塗装工事をしておりま

す。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係 土井谷です。

歳出の168、169ページをお開きください。10款、災害復旧費、1項、公共土木施設災害復旧費、1目、公共土木施設災害復旧費、7節、賃金311万8,700円と14節、材料及び賃借料、483万627円と、16節、原材料費121万1,990円、それぞれ支出しております。これは、6月、7月の梅雨前線豪雨による町道被災箇所の復旧費です。12節、役務費87万7,152円不用額を計上しております。これは、年度末まで災害箇所の登記に時間がかかり、補正に間に合わなかったためのものです。13節、委託料807万5,242円支出しております。これは、5月豪雨と6月、7月の梅雨前線豪雨の災害復旧工事に伴う測量設計4件です。15節、工事請負費1億2,599万5,410円計上しております。これは、河川5件、道路18件、計23件の豪雨による災害復旧工事です。

歳出の170、171ページをお開きください。公共土木施設災害復旧費繰越分です。15節、工事請負費1億72万6,853円支出しております。これは、平成27年度に被災した柳谷木郷線の災害復旧工事費です。

次に、2目、熊本地震公共土木施設災害復旧費、13節、委託料1,175万1,402円支出しております。これは、熊本地震の災害復旧工事に伴う測量設計3件です。15節、工事請負費6,410万7,423円計上しております。また、3,614万5,000円、29年度へ繰り越しています。これは、河川1件、道路8件、計9件の熊本地震による災害復旧工事費で、大仲野宮原線災害復旧工事を繰り越しています。

○建設課長補佐（野尻光也君） 住宅 野尻です。

170ページ、171ページをお願いします。住宅の災害復旧費です。需用費200万円に対しまして24万2,553円不用額を出しておりますが、修繕を年度末までに見込んでいたための不用額となっております。

続きまして、工事請負費、旭A団地の屋根改修工事です。881万3,000円を繰り越しとしております。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係長 土井谷です。

歳出の172、173ページをお開きください。2項、農林水産業施設災害復旧費、2目、農地等災害復旧費、13節、委託料259万2,000円支出しております。これは、6月、7月の梅雨前線豪雨の災害普及工事に伴う測量設計1件です。15節、工事請負費1,095万1,200円計上しております。これは、農地5件、農業用施設4件、計9件の豪雨による災害復旧工事です。

○委員長（後藤三治君） 一般会計の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

1点だけ、すみません。170ページ、171ページ、公共土木施設災害復旧費の22節、補償補てん及び賠償金、予算流用を12万3,000円してありますけれども、流用しなくなった理由ですね。何のための流用したのか。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係長 土井谷です。芹口議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

12万3,000円、流用しておりますが、災害復旧箇所に立木がございまして、その立木に対して地権者の方に立木補償費をお支払いすることとなりました。ですが、立木補償代が全く足りなかったために12万3,000円、工事請負費のほうから流用しております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

私から一つ、次のページ、173ページなんですが、農地等災害復旧費の委託料で予備費流用150万円近い流用をされておりますが、この内容を説明していただきたいと思います。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係長 土井谷です。後藤委員さんの御質問にお答えしたいと思います。

当初予算が100万円程度しか組まれてなかったんですが、農地災害分を含めまして、災害復旧箇所の規模から測量設計の金額がはじかれたために150万円程度流用しております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 金額が大きいから質問したわけですけども、その前の補正予算とかできなかつたものかどうかですたいね。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係長 土井谷です。

災害復旧事業でこの農地の復旧を行おうと考えまして、災害復旧はどうしても査定を行って復旧するもので、その査定までに時間が取れなかったために補正せずに流用しております。

○委員長（後藤三治君） わかりました。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、続きまして討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

続きまして、簡易水道事業について、説明をお願いしたいと思います。

○水道係長（白石孝二君） 水道係 白石です。

平成28年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算書について御説明させていただきます。

287ページ、288ページをお開きください。歳入につきましては、第1款、第1項、第1目、水道使用料としまして現年度分9,120万3,490円が収入済となっております。徴収率は98.63%です。

続きまして、滞納繰越分は調停額721万8,590円に対し、255万4,740円を収入しております。徴収率は35.39%です。滞納整理につきましては、水道使用料は非債権の区分となっており、税と違いまして差押えなどの強制徴収ができません。ですので、督促状発送、電話催告、現行による滞納整理を今後も強化していきたいと考えております。

第2款、国庫支出金、2項の国庫補助金、1目の災害復旧費国庫補助金では、平成28年熊本地震の災害復旧費補助金として116万9,000円収入しております。これは主に地震による配水管の漏水修繕となっております。

第3款、一般会計繰入金として3,390万3,073円を収入済です。これは、先ほど一般会計で御説明しました簡易水道事業債の元金及び管理償還金の2分の1を受け入れております。

289、290ページをお開きください。第4款、財産収入では、基金の運用利息として742万5,347円が入っております。

第5款、繰越金です。平成27年度からの繰越金として2,737万4,435円を収入しております。

第6款、諸収入、第1目の雑入としまして、第1節、第1目、水道申し込み加入金として157万6,800円が入っております。これは、アスカ裏のアパート入居者が増えたため増額しております。同じく第2節、弁償金、調停額が1,050万7,920円に対しまして収入は0円となっております。これは、職員の公金横領に伴う弁償金となっております。昨年の8月には分割で納付してもらうようにしてはいたしましたが、約束が履行できなかったため、今後も納付催促を続けていきたいと思っております。

291ページ、292ページをお開きください。第7款、地方債としまして650万円入っております。これは、施設事業費債として町道中学校西口線の本管布設替え工事関連分として500万円、地方公営企業等災害復旧費債として先ほ

どの国庫補助金と同様に150万円を収入しております。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

293、294ページをお開きください。第1款、水道費、第1項、業務費、第1目、一般管理費、第11節、需用費、これは取水・送水ポンプ等の電気代が約2,200万円、修繕費が約900万円となっております。不用額が222万8,272円となっております。内訳としましては、主に光熱費が97万4,490円と修繕費113万6,488円となっております。これは、計上していた光熱水費について、ポンプ稼働の電気代が予想よりも少なかったために、また修繕費は予期せぬ水道事故に備えて不用額が出ております。12節、役務費の主なものは、テレメーター通信代が約90万円、水質検査手数料が約430万円となっております。13節、委託料の主なものとしては、計装設備点検委託に213万8,400円、町道中学校西口線本管布設替え設計162万円、水道施設管理委託料に158万2,740円、塩素滅菌設備維持管理業務委託料に129万6,000円となっております。15節、工事請負費では、支出済が653万2,319円となっております。内訳としましては、町道西口線本管布設替え工事に346万6,199円を、メーター器取り替え工事306万6,120円支払っております。18節、備品購入費では、メーター取り替え工事のメーター代として131万5,548円支払っております。

295、296ページをお開きください。27節、公課費として342万4,500円を支出しております。こちらは、9月に平成27年度消費税及び地方消費税の確定申告納付額を167万8,000円、3月に平成28年度の中間申告納付額として174万6,500円を支払っております。

第2款、公債費では、23節、償還金、利子及び割引料として元金分5,490万5,133円、利子分が1,275万9,843円となっております。

第3款、災害復旧費では、平成28年熊本地震における災害復旧費として699万1,464円を支出しておりますが、修繕費として予算の性質がそぐわなかったために委託料に51万2,000円、原材料費に59万7,000円を流用して支払っております。

最後に、第4款、予備費として1,807万3,000円を計上しておりましたが、支出をしております。

簡易化水道事業特別会計の決算については、以上です。

○委員長（後藤三治君） 簡易水道事業特別会計の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

続きまして、農業用水供給事業について、説明をお願いしたいと思います。

○水道係長（白石孝二君） 水道係 白石です。

平成28年度の農業用水供給事業特別会計の決算について御説明いたします。

309、310ページをお開きください。

まずは歳入からです。第1款、財産収入として、農業用水基金の国債及び定期の利息による収入は1,334万1,545円となっております。

第2款、繰入金として516万2,000円、農業用水基金から繰り入れております。

第3款、繰越金として、平成27年度から93万9,935円を収入しております。

続きまして、歳出です。311、312ページをお開きください。第1款、農業用水費の7節、賃金にて、草刈り分の賃金が不足しましたので委託料から4,000円流用しております。11節、需用費の不用額が50万402円となっておりますが、主に光熱水費でポンプの電気代が49万4,730円の不用額となっております。

第2目、熊本地震災害対策費として192万3,480円支出しております。これは、地震の際に農業用水ポンプの電動弁破損による修繕料と農業用水計装盤のリレーの修繕料として支払っております。

第2款、予備費として483万1,000円計上しておりましたが、支出はしておりません。

農業用水供給事業特別会計の決算説明は以上です。

○委員長（後藤三治君） 農業用水供給事業につきまして、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

建設課所管の3会計について、採決します。認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり決定することに御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

それでは、建設課の説明を求めます。

○土木係長（土井谷 顕君） 土木係 土井谷です。

平成29年度高森町一般会計補正予算について御説明申し上げます。

高森町一般会計補正予算書（第3号）の歳出の15ページをお開きください。

7款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費、13節、委託料です。100万円増額補正を計上しております。現在、新設の防災道路として、西原前原線整備工事を行っているところですが、さらなる国の補正予算の獲得を目指しております。この委託料は、国へ提出する要望書の資料作成のための調査費です。

続きまして、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費、11節、需用費修繕料です。500万円増額補正を計上しております。これは、町内10カ所、主に舗装修繕費用です。何度も補修材による舗装の穴埋めをしてきましたが、緊急に舗装の修繕を行う必要があると判断いたしました、計上いたしました。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ただいま、一般会計補正予算の説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。



○水道係長（白石孝二君） 水道係 白石です。

それでは、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。今回の補正は、平成28年度の繰越金の確定に伴う予算の調整となります。

予算書の6ページをお開きください。歳入から御説明します。平成28年度からの繰越金を991万3,000円計上しております。

続きまして、歳出です。7ページをお開きください。第4款、予備費です。繰越金と同額の991万3,000円を予備費として計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

昨年ちょっと質問したと思えますけれども、繰越金が991万3,000円あります。管路図の作成について、何かこういった多額になれば管路図の作成について考えてはどうかという質問しましたけれども、その件についてどういった考えを持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

○水道係長（白石孝二君） 水道係 白石です。

管路図については、確かに今の分がかなり老朽化しておりますので、来年度の当初予算に計上いたしたいと思っております。

○建設課長（沼田勝之君） 補足します。建設課長の沼田です。

昨年から芹口委員から指摘いただいておりますので、係長とも今、ずっと打ち合わせをしております。見積りを今徴しているところです。ただ、金額が2,000万円とか、そういうところになるかもしれませんので、どっちみち建設経済委員とか、議員さん方にもお諮りして決定したいと思いますけど、管路図をつくるような感じで進めております。ちゃんと御指摘の分は進めておりますので、申し添えます。

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第47号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第48号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○水道係長（白石孝二君） 水道係 白石です。

平成29年度農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、平成28年度繰越金の確定に伴う予算の調整と修繕費の計上となります。

予算書の6ページをお開きください。歳入は、平成28年度からの繰越金539万9,000円を計上しております。

続きまして、7ページをお開きください。歳出です。第1款、農業用水費、第1項、管理費、第1目、管理費、11節、需用費に修繕料を92万9,000円計上しております。これは、別所ポンプ場から含蔵寺配水池までの通信装置、テレメーターの修繕料となります。テレメーターが今年の7月に故障し、現在はタイマーにて運転して農業用水を供給しておりますが、オーバーフローが発生したり、逆に低水位が発生しております。含蔵寺配水池は、しわすが水配水池や村山配水池へ供給する重要な配水池ですので修繕が必要です。テレメーターを修繕することによって、さらに安定的な農業用水が供給できます。

続きまして、第2款、予備費です。447万円を予備費として計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

えます。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第48号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、建設課に関連する付託案件については終了いたしました。

ここで、お諮りします。建設課長から皆様にお知らせしたいことがあるということでございますので、録音を閉じて。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時15分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 休憩前に引き続き、審議を再開します。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

農林政策課関連の認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言って発言してください。また、説明はページの順を追って説明をしてください。なお、決算書の説明においては、事業費100万円以上、不用額20万円以上のものといたします。ただし、特に説明が必要と思われる事業については、説明を求めます。

それでは、農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） こんにちは。農林政策課長の後藤です。

歳入歳出決算書の歳入のほうから、随時担当係長より説明をいたします。よろしく申し上げます。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係の甲斐です。

歳入からいきます。

30、31ページをお開きください。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、5目、農林水産業費使用料、2節、農業機械使用料で166万7,520円収納です。3節の農業機械使用料過年度分で8万8,560円の収納です。

○農地係長（芹口孝直君） 農地係 芹口です。

34、35ページをお開きください。農業委員会手数料、こちら予算額1万5,000円に対して収入済額が1万4,600円となっております。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

38ページ、39ページをお開きください。農林水産業費国庫補助金として、

森林環境保全直接支援事業、調停額 381万7,000円に対しまして381万7000円の収入となっております。

○委員長（後藤三治君） 歳出をお願いします。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

46ページ、47ページをお開きください。農林水産業費県補助金について御説明します。主なもので、青年就農給付金1,275万円、環境保全型農業直接支払交付金184万6,200円、これは農業振興費の補助金の内訳となっております。

○農地係長（芹口孝直君） 同じページの第3節、農業委員会補助金442万9,000円、収入済額443万円。主な内訳としましては、農業委員会交付金157万4,000円、それと農地利用最適化交付金230万4,000円となっております。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

続きまして、4節の林業振興費補助金についてですけれども、調停額1,597万2,300円に対しまして収入済額1,597万2,300円。これに付きましては、ふるさと創生阿蘇森林組合に対します補助金として486万円、また間伐材の補助金として1,111万2,300円補助しております。

続きまして、5節、鳥獣被害対策費補助金についてですけれども、これも全額補助で国のほうから出ております、これは被害防止総合計画に対する助成です。しっぽの分ですね、その分の実績としましてイノシシ780頭、シカ710頭、サル29頭分となっております。

続きまして、7節、畜産振興事業費補助金についてですけれども、調停額281万円に対しまして収入額281万円。これは、旧赤牛草原再生事業として、各牧野に5割補助することになっております。

続きまして、経営所得安定対策推進事業補助金122万4,000円の収入となっております。これは、地域農業再生協議会、いわゆるJAが行っている水田農業の推進に対する補助となっております。

○農地係長（芹口孝直君） 農地係 芹口です。

同じページの第9節、農地中間管理機構集積協力金、調停額257万2,000円、収入済額257万500円。こちらは、農地中間管理機構を通して経営をリタイアした方、もしくは小作を所管管理に任せられる方に対する補助金となっております。経営転換協力金が8名、耕作者集積協力金が3名の内訳となっております。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

10節、多面的機能支払交付金3,232万6,152円の収入が上がっております。現段階では、20組織が活動しておりまして、平成27年度からが広域化として一本化し、事務局を設けて運営しております。

続きまして、13節、中山間地域等直接支払事業補助金、3,182万1,022円についてですけれども、27年度より対策が開始されまして、現在も急傾斜の田以外の緩い傾斜の田んぼ、また採草牧地についても該当させていただいております。

○農地係長（芹口孝直君） 農地係 芹口です。

同じページの第14節、地域営農組織法人化推進事業補助金、こちら調停額80万1,000円、収入済額80万1,000円。内訳としましては、初期運営費用支援補助金40万1,000円、法人等設立支援補助金40万円となっております。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

同じく47ページ、15節、投資費用型構造改革推進事業補助金、調停額506万3,000円に対しまして収入額同額となっております。これは、農事組合法人奥阿蘇くさかべにおいて営農活動条件向上を目的として機械施設等の整備を行いました。

続きまして、次のページをお開きください。48、49ページですね。16節、団体営農村地域防災減災事業補助金、調停額230万円に対しまして収入額の同額となっております。これは、内山ため池のハザードマップを作成しまして、全戸配布を行ったものとなっております。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 17節、環境保全型農業総合支援事業補助金で500万円、これは昨年の熊本地震により資材価格の高騰等により補正を組むことになりましたので、本年度に繰り越しております。

○農林振興係長（植田雄亮君） 次に、18節、林業木材産業生産性強化事業補助金、調停額5,000万円、収入額も同額となっております。これは、阿蘇森林組合高森支所におきまして、施設のICT化、また選木機の導入に対する補助として入っております。

次に、19節、中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金67万円に対して収納額も同額67万円です。これにつきましては、奥阿蘇くさかべにおいて生産向上を目的として補助をしております。

20節、経営体育成支援事業補助金、予算額としては3,451万3,000円となっておりますけれども、これについては全額繰り越しております。

次に、目でいきますと5目ですね、農林水産業費県補助金、繰越明許費として、

12節、阿蘇火山降灰対策事業補助金、調停額1億662万8,000円に対しまして収入額も同額となっております。これは、阿蘇火山灰対策としてハウスの導入、また畜産用品機械の導入に対しての補助となっております。

以上です。

○農地係長（芹口孝直君） 農地係 芹口です。

50ページ、51ページをお開きください。県委託金、農林水産業県委託金の第1節、農業委員会委託金、調停額10万円に対して収入済額が10万円となっております。内訳としましては、国有農地等管理処分事業が8万1,000円、公社を通じた農地売買特例事業の補助金が1万9,000円となっております。

続いて、第2節、農業年金基金委託金、調停額47万5,200円、収入済額は47万5,200円となっております。

続いて、第3節、農地中間管理事業委託金、こちらも農業公社からで、調停額9万4,000円、収入済額が9万4,000円となっております。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係の甲斐です。

52、53ページをお開きください。16款、財産収入、2項、財産売払収入、2目、生産品売払収入、1節、生産品売払収入で、937万6,078円になっていきますけど、これは生活環境課の分も入っておりますので、アグリセンターの分として711万243円の調定に709万6,203円、1万4,040円の未納がありましたけど、これはすぐ振り込まれております。

2節、生産品売払収入過年度分21万5,910円収納です。

58、59ページをお開きください。21款、町債、1項、町債、5目、農林水産業費、1節、堆肥舎建設事業費債で590万円繰り越しております。これも昨年度の熊本地震の影響で繰り越しております。

歳入は以上です。

○委員長（後藤三治君） 歳出をお願いします。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

それでは、決算書の116ページ、117ページをお開きください。歳出、農林水産業費、農業費、農業振興費の報酬について御説明します。これにつきましては、多面的機能支払事業、また中山間地域等直接支払事業の推進を目的として2名の非常勤職員を雇用。また担い手支援選任アドバイザーとして草部出張所に1名常駐雇用しておりましたので、その分となっております。

次のページをお開きください119ページです。委託料についてですけれども、これは第4期の中山間地域等直接支払事業を拡充するために新たに等高線の入ったオルソ図を購入して計算の測量簿記が必要だったため、土地改良事業団体連合

会に委託をした分となっております。

続きまして、19節、負担金補助及び交付金について、これも100万円以上のものについて御説明します。中山間の交付金が4,242万8,056円、女性農業者の会、認定農業者の会への各種団体の補助として125万5,000円、環境保全型農業直接支払事業交付金として283万7,600円、青年就農給付金として1,275万円、地域再生協議会の活動費として122万4,000円、多面的機能支払交付金として4,127万870円となっております。

続きまして、畜産事業費の負担金補助及び交付金につきまして、これにつきましてはヨナ対策の畜産用の機械の購入費等となっております。

畜産の不用が134万3,000円につきまして、これについては入札残となっております。

○農地係長（芹口孝直君） 農地係 芹口です。

同ページの第5目、農業委員会費を御覧ください。100万円以上のものについて説明いたします。

報酬については498万4,000円が支出済となっております。こちらは農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの報酬となっております。続きまして、賃金、こちら予算は137万2,000円、支出済額が132万4,400円となっております。こちら、農地台帳の整備をするための臨時職員の賃金となっております。

続きまして、120ページ、121ページをお開きください。13節の委託料、予算額154万4,000円、支出済額140万2,704円、こちらは農地台帳システムの切り替えに52万9,200円、農家台帳システム保守点検に32万4,000円、農地GIS航空写真のシステムに28万9,980円を支払っております。

続きまして、第7目、農業経営基盤強化事業費の第11節、需用費、こちら需用費から下の19節の負担金へ4,000円の予算流用を行っております。

続きまして、この19節、負担金補助及び交付金、予算額337万2,000円、支出済額337万1,500円、先ほどの流用ですが、こちらの農地中間管理事業機構集積協力金257万500円、これに対して4,000円の流用を行っております。こちらは、28年12月末の予算措置が必要だったため4,000円の流用を行っております。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

翌ページ、122ページ、123ページをお開きください。農地費の100万円以上の事業について御説明します。

まずは、13節、委託料について、支出額494万7,480円となっておりますけれども、これについては、内訳としまして、内山ため池ハザードマップ作成委託料として231万2,280円、また草部芹口地区の基盤整備に係ります地形図作成委託料として263万5,200円をそれぞれ支出しております。不用額の204万3,520円につきましては、地形図作成に対する委託料の入札残になっております。

次に、19節、負担金補助及び交付金、支出済額351万5,600円、これにつきましては、高森町公共的施設整備事業、いわゆるこれは5割事業において全額支出しております。不用額の165万2,400円につきましては、1件取り下げと3件の事業費の減額によって生じた不用額となっております。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係の甲斐です。

同ページで10目、農業活性化施設費で、1節、報酬で不用額が41万7,500円になっておりますけど、これは機械作業員が28年度から1名増員したことにより仕事の量が軽減されたために不用額が生じております。賃金が18万5,000円の不用額です。

次のページをお開けください。124、125ページです。需用費で441万1,000円に対し、不用額が17万74円です。役務費が107万円に対し7万8,624円の不用額です。これは、車検とか保険代のあれです。13節、委託料427万円に対して309万6,900円は、丸美屋から納豆残渣の搬入代として運送会社に委託契約で309万6,900円を支払っております。117万円の繰り越しについては、これは設計管理業務委託費として設計の増大により補正を組まなければならなくなったために117万円繰り越しております。不用額3,100円です。

次、工事請負費で1,740万円、これも堆肥舎の新築工事で資材の高騰により3月の補正に掛けなければならなくなったために繰り越しております。

18節の備品購入費で149万9,904円、これはトラクターの2回目の購入費のタック契約の2回目です。

役務費で4,000円を流用しておりますけれども、軽トラの車検代で20年経っておりますので重量税が上がっておりますので、その分が4,000円足らなかったで流用しております。

以上です。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

それでは、農林水産業費、降灰対策について御説明します。

まず、125ページの不用額公有財産購入費の80万円の不用額についてです



けれども、当初予定では上津留地区において農業用水の確保ということだったんですけれども、水脈が確保できなかったために給水スタンドを設置する必要がなくなりましたので、その分の用地代が必要なくなり、不用額が生じました。

それでは、次の126ページ、127ページをお開きください。農林水産業降灰対策費繰越明許について御説明します。まず委託料ですけれども、上津留のさく井水量調査委託料として674万4,000円。上津留地区さく井事業基本設計等業務委託料として281万9,000円、上津留神原地区水源電気探査調査業務委託料として207万3,600円を支出しております。こちらの不用額144万2,400円につきましても、これも入札残ということになっております。

次に、19節、負担金補助及び交付金、支出済額1億1,926万2,151円、これにつきましては、阿蘇火山防災畜産及び園芸対策として全額支出しております。いわゆるヨナ対策にハウス導入、または畜産用の機械の導入となっております。不用額2,210万1,849円、これにつきましては入札残ということになっております。

続きまして、農林水産業費、熊本地震災害対策費について御説明します。これも支出済額120万9,000円につきましては、これは熊本地震発生に伴いまして農林道の修復に係る経費の補助です。いわゆる5割補助として全額支出しております。

続きまして、林業費について御説明します。林業振興費の報酬について、これについては現在阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会事務局員として1名雇用しております。この分の経費として129万8,100円となっております。

次に、委託料171万1,974円、これにつきましては、阿蘇南郷檜パンフレット作成委託料として59万9,400円。また、南郷檜のDNA調査費として80万円を主に支出しています。

次に、工事請負費ですけれども、林道鍋の平線のガードレール設置費として15万1,280円を支出しております。

次に、翌128ページ、129ページを御覧ください。負担金補助及び交付金について、支出総額7,921万2,100円。これにつきましては、主な支出項目として間伐材供給安定化緊急対策事業として2,222万4,600円、また森林整備計画策定に係る活動補助して648万円と、先ほど申しました阿蘇森林組合高森支所に選木機等を導入する補助として5,000万円支出しております。

次に、2目、鳥獣被害対策費について御説明します。

まず、委託料278万196円、これについて主な支出項目としまして、公益鳥獣クラブシステムサポート現地委託料として186万8,400円を支出してお

ります。これは、色見・上色見におけるICTの箱わなについてです。

次に、19節、負担金補助及び交付金2,398万9,287円、これにつきましては有害獣駆除助成金として同額支出をしております。

最後に、23節、償還金利子及び割引料について216万9,000円計上しておりますけれども、27年度の有害駆除の助成金として補助しておりましたけれども、冬場の捕獲量がよそより下回ったことにより返還金が生じておりました。その分、同額返金しております。

戻りまして鳥獣被害対策費の委託料、不用額42万6,804円、これにつきましては、先ほど申しました色見、上色見地区におけるICTを使った箱わな事業を展開しておいて、1週間に一度程度バッテリーを交換する必要があります。これについて、当初予定では町内の電気会社に委託をして1週間に1回ほど回ってもらうようしておりましたが、バッテリーが鉛で7キロぐらいあって重いというのと、費用対効果の面で折り合いが付きませんでしたので、全額42万6,800円不用額が生じております。

最後に、170ページ、171ページを御覧ください。2項の農林水産業施設災害復旧費、目として林業災害復旧費についてですけれども、すみません、173ページに不用額27万1,819円、使用料及び賃借料が不用額として計上されておりますけれども、これについては熊本地震に伴いまして日の尾峠線と林道鍋の平線の改修を行いました。補正の際にはほかの林道についても今後2次災害、3次災害で補修の可能性があるということで計上しておりましたが使用しなかったということで不用額として計上させております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（森田 勝君） 今の話ばってん、支給対象の色見、上色見の箱わな事業費たい、わなでどれぐらい今現在イノシシばとりよる。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

平成28年度の実績としましては約50頭です。色見が1頭、残りは上色見になっています。ただ29年度については、まだ農繁期ということで集計は取っておりません。11月以降の猟期以降に活動を活発にして、できれば選択と集中で発行数をちょっと減らして、選択して集中的に捕獲をしていこうというふうには考えております。

○委員（森田 勝君） そうすると、その現場ば見にいったたい。あのとき、餌が入っとらんだったりいろいろな不具合があったところがあったばってん、あれは

もう今はびしっと解消はできとるね。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

それにつきましては、それ以降に各隊のほうに通知、または説明会を行いまして、使わない箱わなについては上の機械を外すというふうに言っております。通常の箱わなとして活動すると。ただ、今は農繁期ですのでなかなか餌を入れてずっと見回りだったりとか、タブレットを見たりとかいう作業というのがおろそかになっていますので、猟期に入った11月以降にですね、そういったところも併せましてもう一度各隊を集めて注意喚起を行っていきたいというふうに思っております。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 私のほうから。不用額の大きいものがいくつか見受けられたんですが、説明で入札残とかいう説明もありましたが、その入札時期が早いものであれば、わかった金額ですから、不用額はなくしてほしいと思うんですけども、そのへんをちょっと説明していただければと思いますが。相対的に。100万円とか2,000万円とか残つとるとありますが、不用額として残す必要があったのかですね、入札残であれば。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

当初の契約の段階で入札残というのは発生しまして、内容次第では変更契約の可能性もあるということで一部残したところもありましたけれども、委員長おっしゃるように、これは要するに余分に本来しなければならない予算ではない部分も確かに一部あると思いますので、以後こういうことについてはちょっと気をつけてやってまいります。

○委員長（後藤三治君） 課長にお願いしますけれども、課全体を見渡して、不用額が大きくなった場合、やっぱり適切な補充をしていただくようにお願いしたいと思います。

続きまして、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認め、本案について採決します。認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

それでは、農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

第3号の補正予算につきまして、歳入歳出ごとに係長より説明を申し上げます。

○農地係長（芹口孝直君） 農地係 芹口です。

歳入の8ページをお開けください。第15款、県支出金、第2項、県補助金、第5目、農林水産業費県補助金、こちら第3節、農業委員会補助金、内容としましては、農業委員会交付金、こちら4万2,000円増額、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金、20万9,000円の増額、こちらはどちらも県から決定の通知が来ておりますので、それに対しての補正となっております。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

同ページ、6節、畜産振興事業費補助金97万4,000円増額、説明としましては、放牧活用型草原等再生事業補助金、旧ですね、赤牛草原再生事業と言われるもので、電牧または種代、肥料代の半分の補助をいただけるというものですけれども、当初予算では310万円組んでおりますけれども、要望調査を取った結果、交付決定額が407万4,000円いただけることになりましたので、その差額を増額計上しております。

続きまして、9ページを御覧ください。14節、学校給食支援事業補助金100万円計上しております。これにつきましては、単県事業として学校給食の地産地消を目的とした事業を今年度2回行うということで、全額補助していただきまして、本年度2回、学校給食で使用させていただきたいというふうに思っております。

○農地係長（芹口孝直君） 農地係 芹口です。

同ページの35節、地域営農組織法人化推進事業補助金28万5,000円、こちらは単県の事業で、要望額調査があり、農事組合奥阿蘇くさかべ、こちらが新規作物をつくるために要望した補助金となっております。

以上です。

○農林振興係長（植田雄亮君） それでは、歳出に行かせていただきます。

13ページをお開きください。13ページ、農業振興費についてですけれども、まず8節、報酬費10万円、学校給食支援事業報償費、先ほど申しました学校給食の地産地消を目的とした事業を今年度2回行うにあたりまして、講師としてシェフを雇うということで2名掛ける5万円、計10万円とさせていただいております。

次に、11節、需用費、賄い材料費90万円、先ほどと同事業の材料費として90万円計上させていただいております。

次に、13節、委託料45万3,000円となっておりますが、これについては今年度の中山間の事業を行う際の追加がございましたので、それについて測量を行い、また図面の作成を行う必要がございますので、その分の委託料となっております。

次に、畜産事業費について、報償費20万円、品評会等報償費となっておりますが、これは現在も行われております全国の、いわゆる全協が行われております。それについて、お二人、出陳、また自展ということで管理をされておりましたので、それについてちょっと支払わせていただいたということが経緯となっております。

次に、負担金補助及び交付金、19節、97万4,000円は、歳入と同額の97万4,000円を放牧活用型草原等再生事業費として計上させていただいております。

○農地係長（芹口孝直君） 農地係 芹口です。

次の第5目、農業委員会費、19節、負担金補助及び交付金23万6,000円、耕作放棄地解消補助金、先ほど歳入でも説明しましたが、県より交付決定の通知が来ておりますので増額をさせていただいております。

続きまして、第6目、農業者年金事業費、12節、役務費、郵便料10万8,000円の増額をさせていただいております。こちらは、平成28年より農業委員会が農地利用最適化推進委員さんの配置をする新体制となりましたが、今までは農業委員さんのみ各種農業員会の議案書等、各種書類を送っておりましたが、今年度途中からですか、最適化推進委員さんへも農地等の情報を、最新の情報を知っていただくために郵便料を10万8,000円増額させていただいております。

続きまして、第7目、農業経営基盤強化事業費、19節、負担金補助及び交付金28万5,000円の増額、地域営農組織ステップアップ支援事業補助金、こちら単県の事業で先ほども説明をいたしました。奥阿蘇くさかべの新規作物の導入のための補助金となっております。

以上です。

○農林振興係長（植田雄亮君） 農林振興係の植田です。

同13ページの款11農地整備費についてですけれども、翌ページを御覧ください。19節、負担金補助及び交付金50万円、高森町公共施設整備事業として、これについては5割助成となっておりますが、7月の豪雨で津留地区の年の神線の路肩が崩壊しております。車両通行時に危険が及ぶ可能性がございますの

で、総工事が緊急的に必要となりましたので計上させていただいております。

次に同ページ、林業振興費、15節、工事請負費120万円、これにつきましては、林道阿蘇東部線の下層からの舗装整備ということで、現在交通量の増加に伴いまして交差点の車両事故が発生する懸念があります。交差点手前に滑り止めを設置することによりまして、事故防止を促すということのために計上させていただいております。

次に、鳥獣被害対策費、23節、償還金利子及び割引料12万8,000円、これにつきましては、前年度、28年度のいわゆる鳥獣被害防止総合対策事業・・・の分の返還金ということなんですけれども、2月までは大体予定頭数いっておりましたが、3月になって予定より頭数が足らなかったということで、ぎりぎりまで頑張ったんですけれども、不用額が生じたということで12万8,000円返還金として計上させていただいております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認め、本案について採決します。議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

午後1時から阿蘇高森オーガニックアグリセンター堆肥舎の進行状況を視察いたしますので、厳寒にお集まりいただきたいと思っております。

以上で農林政策課に関連する付託案件については終了しました。農林政策課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上3項

目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前11時55分